

トルコ人権報告書 2015 年版

注記：本報告書は2016年4月18日に更新された。詳しくは付属書F：正誤表を参照のこと。

概要

トルコは多党制議会制度と大統領により統治される立憲共和国である。一院制議会（大国民議会（Grand National Assembly））が立法権限を行使する。（2015年）6月7日の議会選挙は、観測筋の評価によると概して自由かつ公正であったが、結果としては絶対多数が存在しない議会となり、（2015年）11月1日の「出直し」選挙に繋がった。公式立会人は（2015年）11月の投票、即ち（2015年）11月24日のアーメット・ダブトグル（Ahmet Davutoglu）首相による組閣に繋がった選挙についても概して自由であったと評価したが、彼らは、「課題の多い治安環境」や、政党幹部や選挙運動員に対する攻撃が場合によっては「立候補者が自由に選挙運動を行う能力を阻害した」と指摘し、また選挙運動期間中における報道制限により、有権者が様々な視点や情報を知る機会が減った」という懸念を表明した。文民当局は治安部隊に対する効果的な統制を維持した。

（2015）年前半、クルド労働者党（Kurdistan Workers' Party）（PKK）のテロ組織が、同党が和平プロセスに参加していた2年間の空白の後、政府治安部隊との紛争を再開した。トルコ政府当局はこの状況破綻について、治安部隊に対する PKK による一連の暴力的攻撃が原因であるとし、これはシャンルウルファ（Sanliurfa）市内で PKK 過激派が警察官2名を殺害した事件から勃発した一方、PKK は国境のスルク（Suruc）という町で社会主義活動家33名が殺害された自爆攻撃について、トルコ国家に共謀責任があるとした。PKK は治安施設を攻撃し、簡易爆発物を仕掛け、また一部の地域で市街戦を行うべくバリアを建てたり塹壕を掘ったりし、（2015年）12月1日時点で治安要員の犠牲者は170を超えていた。治安部隊はトルコとイラク両国で PKK を標的とした地上作戦と航空作戦で応答した。PKK 過激派と都市部で衝突した際、政府は周期的に治安作戦を推進すべく人々を逮捕し、時には拘留が数週間に及ぶこともあった。民間人の死亡者及び負傷者は数十名に上った。

（2015）年中の最も重大な人権問題は以下の通りであった。

1 表現の自由に対する政府の干渉：法律における様々な規定が、表現の自由、報道の自由及びインターネットの自由を政府が制限する機会を生み出した。（2015年）11月時点で、当局は推定によると30名のジャーナリストを逮捕しており、大部分はテロ対策関連法の下での容疑、又は違法組織との結び付きの疑惑が理由であった。政府はメディア企業に対する治安部隊による強制捜査、好ましくないと言われる内容の刊行物の押収、テロ行為と関連性の嫌疑又

は大統領及び他の政府高官に対する侮辱を理由とするジャーナリストや編集者の犯罪捜査、一部のメディア複合企業の所有者の事業利益に対する実行使、罰金、そしてインターネット妨害を通じた圧力も、メディアに対して加えた。議会の親政府派メンバーが扇動した脅威の余波の中で、少なくとも1名のジャーナリストが身体的攻撃を受け、負傷した。政府批判は報復を招きかねないという不安が広まる中、自己検閲は日常茶飯事であった。南東部でのクルド語報道機関や反対派報道機関に対する圧力により、立場の弱い人々はPKKとの紛争に関する情報をインターネットで入手しにくくなった。フェトフッラー・ギュレン（Fethullah Gulen）運動系列の多数の報道機関がデジタル・メディア・プラットフォーム（ケーブル放送事業者）を利用できなくなり、また5つの報道機関が政府から任命された管財人の管理下に置かれた。ギュレン派及び一部のリベラル派の報道機関の代表者は公式行事への参加を拒否され、場合によっては報道機関認定を取り消された。

2 刑事免責及び弱い司法行政：一貫性のない法律適用や、過剰に幅広いと見られるテロ対策関連法の適用が、依然として問題であった。検察官と裁判に広範な裁量権が与えられていることが、同様の事件であっても法律又は裁定との整合性を欠く、政治的動機による捜査や裁判所判決の原因となっていた。当局は広範なテロ対策関連法を拡大的に適用し、透明性がほとんどない状況で、PKK又はフェトフッラー・ギュレン運動との結び付きを理由に告発された人々や野党党员を逮捕した。当局は相変わらず、恣意的な逮捕を行い、被拘留者を無期限に長期間拘留し、そして裁判を長引かせた。政府は政府高官の汚職疑惑捜査との関連で6名の裁判官及び検察官も告発し、この動きは、司法関係者を威嚇しようとする行政部門の目論見と解釈された。

3 不十分な民間人保護。(2015)年後半、PKKとの紛争が再開される中、政府は弱者集団を十分に保護せず、その結果、PKK戦闘員や、時には政府治安部隊までもが、報告によると民間人を殺害したり負傷させたりした。数十名の民間人が、少なくとも児童20名を含め、報告によると治安部隊とPKKの衝突の巻き添えで殺害された。医療従事者、教育者及び他の当局者が、政府とPKK双方による威嚇や脅迫を受け、民間での役割を果たす能力が低減されてしまったと報告した。多数の区域で制限的逮捕が発生し、住民は強制的に数日間にわたり屋内に留まらされ、報告によるとその結果、非人間的状況に追いやられ、数千名もの人々が食料、避難所及び医療へのアクセスを、当たり前のように1週間を超えて奪われた。

他にも人権問題の例として、刑務所の過密状態や標準以下の状況が挙げられた。シリア人難民（(2015)年末時点で220万名余り）は社会的支援制度を制限され、政府による移動制限の強化に直面した。女性に対する暴力は、所謂名誉殺人を含め、依然として重大な問題で、児童結婚も根強い問題であった。政府は女性、児童、少数民族、宗教的少数派、そしてLGBTI（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックス）者を、虐

待、差別及び暴力から効果的に保護しなかった。政府高官は反 LGBTI、反米、反アレヴィ（Alevi）、そして反ユダヤの論調を使い、特に二極化した選挙運動期間中がそうであった。

政府は人権侵害で告発された治安部隊や他の当局者の捜査、訴追及び処罰に際し、限定的措置しか取らなかった。刑事免責が問題であった。

第 1 節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的又は法に基づかない生命の剥奪

政府又は政府の代理人が恣意的又は法に基づかない殺害を働いたという、信憑性のある申し立てが複数あった。こうした殺害疑惑の多くは、(2015) 年後半、政府治安部隊と PKK テロ組織との間での暴力的衝突の再開に端を発していた（第 1 節 g 項参照）。

ジャンダルマ（Jandarma）（内務省（Ministry of Interior）とトルコ軍が合同で統制し、農村部の警察活動を担当する民兵組織）によると、(2015) 年の最初の 8 か月間で治安部隊と PKK の衝突に巻き込まれて民間人が 6 名死亡、39 名が負傷した。ジャンダルマはさらに、46 名の治安要員が、警察官 1 名と村警備員 2 名を含め、同じ期間中に殺害され、209 名が負傷したと付け加えた。国内の非政府機関（NGO）である人権財団（Human Rights Foundation）（HRF）によると、(2015 年) 10 月 15 日時点で、治安部隊と PKK の衝突が原因で 53 名の民間人が死亡した。

(2015 年) 1 月 14 日、南東部のシュルナク（Sirnak）県シズレ（Cizre）地区で、ニハト・カザハン（Nihat Kazahan）という 12 歳の男子が射殺された。目撃者の証言によると、複数の男子が投石を始めた際、或る軍士官が発砲した。銃撃容疑者は逮捕され、この男子の殺害容疑で告訴された。警察官 4 名も関連容疑で告訴された。最後に聴聞が行われたのは (2015 年) 10 月 2 日で、(2015) 年末時点で裁判手続きがまだ続いていた。

人権協会（Human Rights Association）（HRA）という国内 NGO の主張によると、(2015) 年の最初の 9 か月間で治安当局者が複数の政府検問所で民間人 9 名を殺害し、22 名を負傷させた。HRF の主張によると、(2015) 年中、国境検問所又は国内検問所で、又は治安部隊による家宅搜索の際、又は PKK と政府の暴力的衝突の激化に伴う超法規的殺害の結果として、139 名が死亡した。上記 2 つの人権団体が提出した統計には開きがあり、それは報告方法と集計方法の違いによるものであった。

(2015) 年中、数万名のシリア人が国境を越えてトルコに入り込み続け、一部は越境時に負

傷又は殺害された（第2節d項参照）。

HRAによると、(2015)年の最初の9か月間で治安部隊が国内で11名を殺害し、さらに国境のシリア側からトルコへ入ろうとした4名を殺害したほか、38名を負傷させた。(2015年)1月29日、妊娠中であったネザハト・サドゥン (Nezahat Sadun) がシリアからトルコへ入ろうとした際、治安部隊に射殺された。(2015年)7月、国境を越えようとしていた少なくとも5名のシリア人、アラー・モハメッド・ジョロ (Alaa Mohammed Jolo)、ハサン・ミスト (Hasan Misto)、ムスタファ・サバフ (Mustafa Sabah) とその妻、そして身元不明の1名が殺害された。(2015年)11月、ルトフッラー・タシク (Lutfullah Tacik) という17歳のアフガン人少年を2014年にバン (Van) 地区内の移民拘置施設で殴打した挙句に死なせたとされる、警察官2名の裁判が始まった。

(2015年)12月15日、トルコ国家警察 (Turkish National Police) (TNP) は、PKKとKCK (クルド人コミュニティ連合 (Kurdistan Communities Union)) の犯行とされる爆発により、警察官19名、兵士1名及び民間人9名が殺害され、そして警察官131名、兵士39名及び民間人97名が負傷したと報告した。

ジャンダルマによると、(2015年)8月31日時点で、ジャンダルマ管轄下地域内に11,454発の地雷が残っていた。ジャンダルマとTNPの情報筋の主張によると、(2015年)10月9日にかけて地雷爆発により治安部隊員22名、警察官5名及び民間人6名が殺害され、さらに治安部隊員203名と民間人66名が負傷した。複数の市民社会団体が公表した統計には開きがあり、或る団体の報告によると(2015)年の最初の9か月間に民間人11名が死亡した。

HRAの報告によると、(2015)年の最初の9か月間で簡易爆発物により児童4名が殺害され、21名が負傷した。同様の状況で大人1名が死亡した例と、1名が負傷した例があった。メディア筋によると、爆発物を仕掛けたのはPKKのテロリストであった。

(2015)年後半にPKKによる攻撃が激化した(第1節g項、「国内紛争」参照)ことに加え、市民はダーイッシュ (Da'esh) による3回の大規模なテロ攻撃と、革命的人民解放党・戦線 (Revolutionary People's Liberation Party-Front) (DHKP/C) による5回のテロ攻撃による影響も受けた。

(2015年)1月7日、イスタンブールのスルタナフメット (Sultanahmet) 近郊の或る警察署で女性1名による自爆攻撃が発生し、警察官1名が死亡、もう1人が負傷した。その後、DHKP/Cが犯行声明を出した。(2015年)3月31日、DHKP/Cメンバー2名がイスタンブール市内の裁判所を襲撃し、報告によると検察官、メフメット・セリム・キラズ (Mehmet Selim Kiraz)

を人質に取り、その後、殺害した。その後、治安部隊が襲撃者 2 名を殺害した。

(2015 年) 5 月 18 日、メルシン (Mersin) とアダナ (Adana) のクルド人支持派の人民民主党 (Peoples' Democratic Party) (HDP) の事務所で同時爆発が発生し、アダナでは 3 名が負傷、メルシンでは負傷者を出さずに済んだが、これらはダーイッシュの犯行とされた。(2015 年) 6 月 5 日、政府はディヤルバクル (Diyarbakir) での HDP の選挙集会時に発生した 2 度の爆弾攻撃について、ダーイッシュの犯行とした。この攻撃により 5 名が殺害され、399 名が負傷した。その後、警察はダーイッシュ関係者とされるオルハン・ゴンダー (Orhan Gonder) を逮捕した。

(2015 年) 7 月 20 日、南東部の町、スルクで自爆攻撃が発生し、33 名が殺害され、負傷者は 100 名を超えた。この攻撃はシリアのコバネ (Kobane) という町の再建援助を計画していた、或る左翼系 NGO が標的であった。政府はこの自爆攻撃をダーイッシュの犯行とした。

(2015 年) 10 月 10 日、アンカラ (Ankara) での平和集会開催中に 2 度の爆発が起こり、少なくとも 103 名が死亡、数百名が負傷し、トルコの近代史上最悪のテロ攻撃となった。政府当局者はダーイッシュの犯行とした。

(2015 年) 11 月 28 日、人権活動家であり、ディヤルバクル弁護士協会 (Diyarbakir Bar Association) 会長であったタヒル・エルシ (Tahir Elci) が記者会見の場で射殺されたが、状況は不明瞭であった。エルシはちょうど、UNESCO が保護リストに記載していた「四柱尖塔」(Four Pillar Minaret) に対する損害に抗議する報道声明を発表し終えたところ、待ち伏せていた正体不明の襲撃者が発砲し、警察官 2 名が殺害された。さらに複数の人々が、ジャーナリスト 2 名を含め、警察と襲撃者の銃撃戦に巻き込まれて負傷した。

(2015 年) 12 月 1 日、捜査員を狙ったロケット攻撃や銃撃を含め、現地での暴力が続き、犯罪現場の捜査を阻害した。複数の人権団体が、混雑した広場で、最初に狙われた警察とは別に、エルシだけが犠牲者になったという不審な性質を強調した。

治安当局者は一部の抗議活動やデモに対して武力行使で応答した。複数の人権団体によると、この応答が南東部での民間人死亡の原因であった可能性があった。複数の人権団体が引き続き、武力行使の正当化に繋がる状況を政府が法律で明確に規定することを怠った結果、抗議活動中の不相応な武力行使を招いたと主張した (第 2 節 b 項参照)。

b 失踪

(2015) 年中、政治的動機による失踪の報告例はなかった。

複数の人権団体が引き続き、多くは 1990 年代前半にまで遡る過去の失踪事件に関する当局者の捜査姿勢を批判した。裁判所で係争中の事件はほんの数件であった。HRA によると、(2015) 年中に 10 件が係争中であったが、うち 4 件が無罪の結果となった。HRF の報告によると、1990 年代からの数百件もの失踪報告のうち、公開されたのはほんの数件で、それも一般市民から圧力を受けた後でのことであった。治安上の懸念を引き合いに、政府は係争中のごくわずかな事件に関する聴聞を、申し立てられた失踪現場から遠く離れた都市に移管したため、被害者の家族や担当弁護士が聴聞に参加することが困難になった。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰

憲法及び法律では拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷付ける取扱いを禁じているが、政府当局者がそうした行為を働いたという報告が複数あった。複数の人権団体が引き続き、拷問や虐待の申し立てを報告し、被害者は特に、拘留現場ではなく警察での拘留中や、デモ参加中及び刑務所への移送中にそうした行為を受け、立証が一層困難な状況であった。

(2015) 年中、検察官は治安部隊による虐待や拷問の申し立てを捜査したが、違反者を告発することは希であった。国家人権局 (National Human Rights Institution) (NHRI) は、拷問、過剰な武力行使又は超法規的殺害の申し立てを含む、様々な人権侵害の調査を担当する行政機関である。国内の複数の人権団体が、潜在的な人権侵害の調査を NHRI が継続することを怠った結果、虐待被害者からの訴状提出が抑止されたと主張した。当局は日常的に、虐待で告発された当局者が裁判中も職務に留まることを認めていた。

ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) (HRW) は (2015 年) 9 月に公表した報告書の中で、警察が (2015) 年末時点で 8 月と 9 月、南東部で認知された治安上の脅威に対応する過程で被拘留者を虐待したと申し立てた。同報告書には、警察が被拘留者を激しく殴打したり、複数の男性に中腰の姿勢を数時間にわたり強制したり、拷問や処刑を仄めかして脅したという事件が 3 件、記載されていた。別の事件では警察が、銃撃で重傷を負った少年 1 名を拘留し、数時間にわたり治療を受けさせなかった (第 1 節 g 項参照)。

国内の複数地域で警察が時々、抗議活動を妨害するために不相応な武力を行使し、多くの場合、負傷者が出る事態に至った (第 2 節 b 項参照)。

複数の人権団体の申し立てによると、警察拘留中の拷問や虐待は、2012 年に閉回路型カメラが設置されてから減少したものの、警察は署外で被拘留者を虐待し続けた。(2015 年) 7 月

13日の報道で、2013年にゲジ（Gezi）公園で抗議活動が行われた際、警察が24歳の大学生、テブフィク・カネル・エルタイ（Tevfik Caner Ertay）を殴打した後、警察車両のトランクに押し込めて警察署へ移送した様子を収めた、防犯カメラの映像が公表された。エルタイは鼻骨骨折を含め、複数の負傷を負った。警察側の実行犯には、後に仲間の大学生、アリ・イズマイル・コルクマズ（Ali Ismail Korkmaz）殺害容疑で告発された複数の警察官の一部も含まれていた（第1節d項参照）。

一部の人権観測筋の報告によると、被拘留者は大抵、報復を恐れて拷問や虐待を通報しない、或いは当局に苦情を訴えても無駄と考えていた。複数の人権団体が、刑務官による囚人殴打事件を文書化し、そして普通の犯罪で逮捕された人々が政府に反対する発言など政治的犯罪で逮捕された人々と同様の拷問や虐待を受ける傾向にあると主張した。これらの団体は、一部のLGBTI者、特にゲイの男性が、「道徳上の」理由で警察から虐待や嫌がらせを受けているとも指摘した（第6節参照）。

（2015）年の最初の9か月間、司法省（Ministry of Justice）は拷問の申し立てに関する98件の捜査が行われ、うち26件が起訴に至ったと報告した。

HRAは、拷問や過剰な武力行使の申し立てが数百件寄せられたと報告し、これに（2015年）9月21にかけての213件の、被拘留者に対する虐待の嫌疑が関係する事件が含まれた。例えば、（2015年）1月29日、シュルナクにおいて、報告によると警察が家宅捜索中に拘留した市民4名を殴打した。

TNPの報告によると、383名の当局者が規律上の様々な理由により捜査又は解雇され、理由の例として強姦、殺人及びその他、薬物使用、不服従及び政治的関与といった規律上の問題が挙げられた。司法省の報告によると、当局は（2015）年の最初の9か月間に、過剰な武力行使の申し立てに関する捜査を510件行い、うち462件について起訴を準備した。

政府は、拷問の「不寛容」を掲げたキャンペーンを通じ、拷問や虐待を防止するための法的保護措置の遵守の確保に向けた取り組みを追求し続けた。ジャンダルマの報告によると、2,010箇所の拘置施設の97%が、拷問や虐待の防止に役立てるためのカメラシステムを設置していた。TNPは、74の県内の284箇所の拘置室と114箇所の取調室に、デジタル視聴覚システムの設置を完了したと報告した。

ソルジャーズ・ライツ・プラットフォーム（Soldiers' Rights Platform）というNGOによると、一部の軍徴集兵が激しいしごき、身体的虐待及び拷問を受け、中には自殺した者もいた。同NGOによると、少なくとも28名の兵士が（2015年）10月28日時点で自殺していた。TNP

の報告によると、(2015 年) 12 月 15 日時点で、警察官 36 名と技術者 1 名が自殺していた。幕僚の報告によると、軍隊要員 47 名が自殺していた。

人権合同プラットフォーム (Human Rights Joint Platform) (HRJP) という国内 NGO の申し立てによると、民族性に基づく憎悪犯罪、性的指向及び差別が、軍隊での自殺や不審死に寄与したが、軍隊では少数民族を認識していない、或いは性的指向に関するデータを集めていないため、経験的データがないとの指摘もあった。HRJP は、(2015 年) 4 月 24 日の全国アルメニア人追悼記念日 (1915 年に数百万名のアルメニア人がオスマン帝国 (Ottoman Empire) から追放されたことを記念する日) にセバグ・バリクシ (Sevag Balikci) というアルメニア人兵士が別の兵士から軍隊内で殺害された事件に言及した。軍隊内での自殺や不審死は大抵、HRJP の申し立てによると、クルド人が関係していた。HRJP によると、軍隊は徴兵前に精神障害検査を行っておらず、その結果、データが欠如していたと同時に、対応が必要と考えられる人々のためのサービスも欠如していた。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所施設は依然として不十分で、国際標準を満たしていなかった。資金不足と、適切な医療へのアクセスの欠如が問題であった。一部の刑務所では過密状態が依然として問題であった。

物理的状況 : (2015 年) 9 月 16 日、司法省によると、362 箇所の刑務所が存在し、設計上の収容定員は 171,267 名であった。(2015 年) 8 月 18 日時点で、これらの刑務所が 172,708 の囚人を収容し、うち 25,433 名が裁判前被拘留者、147,275 名が既決囚であった。トルコ軍幕僚の報告によると、(2015 年) 10 月時点で、21 箇所の軍刑務所に 197 名の裁判前被拘留者と、既決囚 9 名が収容されていた。

2,420 名の児童が刑務所に収容され、うち 1,773 名が裁判前被拘留者、647 名が既決囚であった。政府の報告によると、政府は利用可能な施設があれば児童を別の刑務所に収容したが、そうでない場合は成人刑務所内の別区画に児童を収容した。

司法省の報告によると、(2015) 年の最初の 8 か月間に 249 名の囚人と 33 名の裁判前被拘留者が、自然死と見られる状況で死亡した。(2015 年) 7 月にかけて、合計 29 名の囚人又は被拘留者が自殺した。

複数の人権団体の主張によると、囚人は飲用水、適切な暖房、換気及び照明を十分に利用できないことが多く、しかしこの主張を政府は否定した。HRA によると、囚人は時々、食料の

質について不満を訴えることもあった。HRF の報告によると、刑務所の物理的状況と絵伊勢状態が、過密が原因で不適切であった。

政府は、各刑務所に医師が配属されていると主張したが、複数の人権団体が、囚人に対する医療提供の不備、特に刑務所の医師不足を巡る深刻な懸念を表明した。HRA の報告によると、刑務所では長期間にわたり医師が不在のことが多く、また囚人が病院への移送を何か月も待たされることも多かった。(2015 年) 5 月時点で、HRA の報告によると、721 名の囚人が病気の状態で、うち 283 名は危篤状態であった。司法省の報告によると、2013 年 1 月から 10 月 5 日にかけて、当局は健康上の理由から 517 名の囚人を釈放したが、HRA の主張によると、(2015) 年中における釈放はほんの数件であった。主任検察官は、特に広範なテロ対策関連法の下、公共治安に対して危険と見なす囚人を、深刻な病状を証明する診断書の有無を問わず、刑務所に収容させておく裁量権を有する。

政府は 2014 年、囚人が医療を受ける機会を増進すべく、法律を改正した。状況が改善されるどころか、実際には、囚人が特別な処置を受けるには「差し迫る検証可能な危険」を示すという要件の追加によって、囚人にとっては不利に作用しているという報告が複数あった。HRF によると、囚人の間での病気が、刑務所における過密に次ぐ最大の問題であった。

司法省の報告によると、(2015 年) 9 月 15 日時点で、テロ組織への参加を理由に告発された囚人が 6,982 名いた (第 1 節 e 項参照)。HRA の報告によると、政治犯は典型的に、より警備水準の高い刑務所に収容され、娯楽時間を週に 1、2 時間程度しか与えられなかった。法律では囚人について週当たり 10 時間の娯楽時間を認めている。

運営：刑務所特有のオンブズマン制度はなく、国のオンブズマン局 (Ombudsman Institution) は刑務所のほか、より広範な人権問題や要員問題にも対応していた。当局は時々、非人間的状況に関する信憑性のある申し立てを調査することもあったが、概してそうした調査の結果を、一般市民が閲覧できる形で文書化する、或いは実行犯に説明責任を負わせる措置を講じることにはなかった。司法省の報告によると、(2015 年) 9 月 16 日時点で、被拘留者に対する刑務官による非人間的な取扱いに関する苦情が同省に 64 件寄せられた。同省は 210 名について行政上の調査を実施した。これらの調査の結果、18 名が懲戒警告を受けた。138 件について刑事上の捜査が続いていた。HRA は、刑務所長又は他の囚人から非人間的な取扱いを受けたという苦情が寄せられたと報告した。

独立的監視：HRA の報告によると、政府は NGO が刑務所を監視することを許可しなかった。議会の人権調査委員会 (Human Rights Investigation Commission) (HRIC) とオンブズマン局は、軍刑務所を含め、刑務所を事前許可なく訪問する権限を有していた。(2015) 年中、HRIC は

刑務所の状況に関する 30 本の報告書を発行した。政府は、一部の国際使節団、EU、欧州理事会拷問防止委員会（Committee for the Prevention of Torture）及び国連機関による刑務所訪問を許可したと報告した。政府は市民社会代表者又はジャーナリストによる訪問について、刑務所亡いで教育又は文化行事との関連であれば許可した。また政府は、個別の外国人囚人を当人の母国の大使館及び領事館の代表者が訪問することも許可した。

NHRI は、拷問、過剰な武力行使又は超法規的殺害の申し立てを含め、様々な人権侵害を調査する責任を負う。複数の人権団体が、NHRI は非効果的であると申し立てた（第 5 節も参照のこと）。

EU の 2015 版進捗報告書では、刑務所での拷問や虐待の防止に向けた NHRI の国家的機構はまだ機能しておらず、また虐待の申し立てに対する市民社会の監視も非効果的であると指摘した。

d 恣意的な逮捕又は拘留

法律では恣意的な逮捕及び拘留を禁じているが、信憑性のある多数の報告が示唆するところ、政府はこれらの禁止規定を必ずしも遵守していない。例えば、(2015 年) 3 月 15 日、警察はエルドアン（Erdogan）大統領によるバリケシル（Balikesir）県訪問に先立ち、同県内で超国家主義者のトルコ青年同盟（Turkish Youth Union）のメンバー 6 名を拘留した。この拘留の正当化事由は、これらの青年が「大統領に抗議する可能性がある」というものであった。拘留は、当時まだ正式に法制化されていなかった包括的国内治安法（Internal Security Package）において付与される見込みであった権限を行使して行われた。

警察及び治安組織の役割

TNP は内務省の統制下に置かれ、大都市圏の治安を担当していた。ジャンダルマは内務省と軍の合同統制下に置かれ、農村部と、密輸が横行していた特定の国境地帯を担当していたが、国境管理と総体的な対外治安の総体的責任は軍が担っている。ジャンダルマに所属する民兵組織である村警備員（歴史的に広範な人権侵害を担当していた）は、南東部で地元の治安を付加的に提供し、総じて PKK からのテロリストの脅威に対応した。国家当局者による虐待や汚職の嫌疑を捜査及び処罰するための政府機構は依然として不十分で、刑事免責が依然として問題であった。

複数の人権団体の申し立てによると、村警備員は他の治安部隊と比べ専門性と規律が低く、誘拐や財産没収に関与していた。政府は、意図的な待ち伏せ、誘拐及び殺害を含め、PKK が

村警備員を攻撃対象にしていると指摘した（第1節 g 項参照）。

オンブズマン局、NHRI 及び議会人権委員会は、治安部隊による殺害、拷問又は虐待、過剰な武力行使又は他の虐待に関する報告を調査する権限を有するが、軍事法廷と民事法廷が依然、刑事免責を防ぐための主な拠り所であった。トルコ国家諜報機関（Turkish National Intelligence Organization）（MIT）のメンバーは、2014 年から、合法的に訴追を免れている。

（2015）年の最初の 8 か月間、幕僚は軍隊要員 43 名を規律上及び道德上の理由により解雇したと報告し、うち 10 件は裁判所の判決に基づいていた。他の解雇は幕僚最高規律委員会（General Staff Supreme Disciplinary Board）の決定に基づいていた。ジャンダルマは 43 名を規律上及び道德上の理由により解雇したと報告した。

TNP は（2015）年中、過剰な武力行使の嫌疑を捜査し、その結果、334 件の事件との関連で 30 名の警察官について懲罰措置を取った。（2015）年末時点で 71 件の事件が係争中であった。TNP は拷問の嫌疑も捜査し、46 件の捜査で 34 名の警察官を解雇した。（2015）年末時点で 8 件の捜査が継続中であった。TNP は（2015）年中、拷問の申し立てに基づく 229 件の刑事事件も報告した。有罪判決はまだなかったが、7 件の事件で訴追が続いていた。

複数の人権団体が、2013 年のゲジ公園での抗議暴動が原因で死亡した 8 名のうち 4 名について、7 名の治安当局者しか各自の役割による犯罪で告訴されなかったことを強調した。裁判所はこれらの当局者のうち 3 名に有罪判決を下したが、うち 1 件を後に覆した。政府の報告によると、ゲジ公園での抗議活動との関連での過剰な武力行使で告発された警察に対する捜査が 329 件実施され、約 140 名の警察官がこの抗議活動の際に果たした役割について制裁措置を受けた。証拠喪失と警察による妨害が、人権侵害実行容疑者による、被害者とされる人々に対する反訴要求の提出を含め、捜査の阻害要因であった。

（2015 年）9 月 28 日、検察官はゲジ公園との関連で 2013 年に行われた抗議活動の際にディヤルバクル県で 19 歳のメデニ・イルディリム（Medeni Yildirim）を銃撃した罪で告発された陸軍兵、アデム・シフトシ（Adem Ciftci）を起訴した。申し立てによると、シフトシは、新設された警察署を警備していた兵士に向かって石や火炎瓶を投げつけていた抗議集団へ発砲した。報告によると、イルディリムは脇に立っており、暴動に参加していなかったが、警察署合同庁舎内からの銃撃に見舞われた。シフトシは懲役 18 年を言い渡される見通しとなった。彼の訴訟はまだ継続中であった。

報告によると、当局は私服警官のメブルト・サンドアン（Mevlut Sandogan）、サバン・ゴクピナル（Saban Gokpinar）、フセイン・エンギン（Huseyin Engin）、ヤルシン・アクブルト（Yalcin

Akbulut) と、彼らの指揮下にあった武装民間人 4 名の、エスキシェヒル (Eskisehir) 大学の学生、アリ・イズマイル・コルクマズ (Ali Ismail Korkmaz) を殴打して殺害した容疑での裁判を延期した。コルクマズは殴打によって生じた脳出血のため、2013 年に死亡した。監視団の報告によると、警察と政府当局者は当初、警察の関与を隠蔽しようと企み、コルクマズの友人に殴打の罪を着せ、攻撃の模様を収めたカメラ映像を削除した (後に復旧された)。(2015 年) 1 月 21 日、裁判所はコルクマズの死因を作った警察官 2 名を有罪と認め、懲役 10 年を言い渡した。裁判所は他の 2 名の警察官を無罪とし、民間人のうち 3 名に懲役 6 年を言い渡し、4 人目を釈放した。

当局者は、虐待を申し立てた人々に対する反訴の戦術を取った。例えば、エルダル・コカビイック (Erdal Kocabiyik) というソマ (Soma) 炭鉱労働者は 2014 年、当時のエルドアン首相補佐官、ユスフ・イエーケル (Yusuf Yerkel) に蹴られた被害者として有名になった。2014 年 5 月に 301 名の炭鉱労働者が犠牲となった炭鉱事故現場をエルドアンが訪れた際、この炭鉱で兄 (又は弟) を亡くしたコカビイックが、車列の中の 1 台を蹴ったとのことであった。特殊部隊が割り込んでコカビイックを制止し、その後、イエーケルも加わり、彼を蹴る様子がカメラに収められていた。(2015 年) 5 月 18 日、コカビイックはエルドアンの車列の 1 台に損傷を与えたことについて、543 リラ (200 ドル) の罰金を科せられた。

2015 年版の EU 進捗報告書では、法執行官による反訴の使用を指摘し、また多数の事例において裁判所がこうした反訴事件を優先していると申し立てた。

(2015) 年の最初の 8 か月間、(2015) 年の最初の 8 か月間、5,000 名余りのジャンダルマが人権問題とテロ対策問題に関する訓練を受けた。政府によると、軍は士官と非士官のいずれについても、訓練時に人権を重視した。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

法律では、容疑者の現行犯逮捕を除き、逮捕時には検察官発行の逮捕令状が必要であると規定している。個人の拘留期限は最長 24 時間で、その後、検察官は裁判官の面前に容疑者を検察官発行の令状と併せて召喚する前に、輸送時間を除き拘留期限を 48 時間まで延長することができる。主任検察官は一定の状況下で、容疑者や罪状が複数である事件を含め、召喚前に最長 4 日間の拘留期限延長を申請することができる。正式な逮捕はその後の段階であり、拘留とは別扱いで、つまり、容疑者はその後の裁判所命令によって釈放されない限り刑務所に収監されることになる。当局は容疑者に罪状を 24 時間以内に通知しなければならないが、複数の人権活動家の主張によると、当局者は必ずしも、具体的にどの言明又は措置が告訴の根拠であるかを伝えたわけではなかった。量刑が懲役 3 年未満の犯罪の場合、裁判官は保釈な

ど適切な保証を得た上で、被告を召還後に釈放することができる。より重い犯罪の場合、裁判官は被告を当人の誓約書に基づいて釈放するか、或いは被告が逃亡する、証拠隠滅を図る、若しくは証人又は被害者に圧力や不正を試みる可能性があることを示唆する具体的事実がある場合は裁判前に被告を拘留（逮捕）しておくことができる。しかし、裁判官は拘留の正当化事由を明示せずに容疑者を拘留することが多かった。

（2015 年）4 月 4 日に制定された包括的国内治安法では、一連の犯罪（違法デモ参加、性的暴行、密輸、窃盗、薬物使用、殺人を含む）について、逮捕手続期限の緩和を規定している。これらの犯罪の容疑者は、裁判官の面前への召喚前に最長 48 時間まで拘留され得る。検察官は一定の状況において、召喚前拘留期間延長を最長 4 日間まで許可することができる。

複数の人権団体、野党及び他の人々が、包括的国内治安法によって逮捕・拘留関連法に加えられた変更を激しく批判した。

法律では概して、被拘留者にいつでも弁護士と連絡を取る権利を与えている一方、包括的国内治安法では検察官がそうしたアクセスを最長 24 時間、否認することを認めている。刑事事件の場合、法律では政府に対し、貧しい被拘留者から要請があれば国選弁護士を用意するよう要求している。潜在的量刑が懲役 5 年を超える場合、又は被告人が児童又は障害者である場合、被告人から要請がなくても被告側弁護士が任命される。人権観測筋の指摘によると、ほとんどの場合、当局は、被告人が弁護士を用意する余裕がない場合、弁護士を提供した。包括的国内治安法ではさらに、事件が秘密性を帯びていると裁判官が判断する場合、弁護士が捜査資料を閲覧することを制限する権利を裁判官に与えている。

HRA の指摘によると、テロ対策法第 10 条の廃止後、テロ犯罪で告訴された容疑者は 4 名以上の弁護士を法廷での代理人とすることができるようになり、人権利益団体や弁護士団体がこれらの事件における法的擁護に参加する機会が増えた。2014 年 12 月に法制化された包括的司法改革法（Judicial Reform Package）によると、被告側弁護士が特定の部類の犯罪（国家安全保証に対する犯罪、組織犯罪、児童に対する性的暴行を含む）の場合に依頼人の裁判資料を閲覧することは、依頼人が起訴された後の段階まで制限される。

民間弁護士や人権監視団の報告によると、公正な裁判を受ける権利を保護する法律の実施は、特に弁護士のアクセスに関して、不規則であった。HRA の報告によると、慎重を期すべき事件の容疑者は依然、拘留後最初の 24 時間は弁護士へのアクセスを制限された。テロ関連事件の場合、当局は頻繁に、治安部隊が容疑者の尋問を終えるまで、弁護士へのアクセスを否認した。

当局は概して、被拘留者が迅速に家族と連絡を取ることを認めたが、複数の人権団体の申し立てによると、この原則は時々破られ、特に、(2015 年) 7 月 20 日にスルクで起こった、後にダーイッシュの犯行とされた爆弾攻撃の後に治安部隊が対テロ掃討作戦を実施した後の南東部がそうであった。

恣意的な逮捕：法律では容疑者を恣意的又は秘密裏に拘留することを禁じているが、政府がこれらの禁止規定を遵守していないという報告が多数あった。法律により、警察とジャンダルマは市民に対し、理由がなくても、身元を明かすよう強制することができる。(2015) 年中、警察は日常的に、法的正当化事由なく、人々を数時間にわたり拘留していた。複数の人権団体の申し立てによると、特に外出禁止令対象区域又は「特別治安地帯」において、治安部隊が市民を拘留し、公式記録を残さなかった。その後、これらの被拘留者は「恣意的慣行」の被害者となるリスクが高まった。

裁判前の拘留：2014 年の第 5 次包括的司法改革により、組織犯罪やテロ関連犯罪を含め、判決が下されるまでの被拘留者の拘留期限が 10 年間から 5 年間に短縮された。高等刑事裁判所で審理される他の重大刑事犯罪の場合、拘留期限は 2 年間に加え、1 年間の延長が 3 回まで認められ、合計 5 年間である。

判決前許容拘留期限が 2014 年に変更された結果、遡及的効果がもたらされた。これは結果的に、2014 年中、5 年間を超えて拘留されていた、多くは KCK (PKK 傘下の政治組織) のメンバー又は支持者であったとされる数百名もの容疑者が釈放されることになった。司法省の報告によると、(2015) 年の最初の 9 か月間、規則変更により 114 名が釈放された。

裁判制度では迅速審理へのアクセスを規定しておらず、事件の聴聞が数か月後となる場合もある。例えば、2007 年に警察はマラティヤ (Malatya) でキリスト教徒 3 名が殺害された事件について、5 名を逮捕した。証拠が多数あり、また少なくとも 1 名がはっきりと自白したにも関わらず、裁判は (2015 年) 9 月 9 日の第 107 回聴聞まで続いた。1 名の被告だけが収監されたままで、他の被告は、各自の容疑が暴力的性質であったにも関わらず、許容可能な裁判前拘留期限を背景に、2014 年又は (2015) 年中に釈放されていた。

2015 年版の EU 進捗報告書では、裁判前拘留期間が過剰に長く、また法律で要求される通りの十分な理由付けにより支持されるものではないと指摘した。複数の人権団体がさらに、拘留期間は概して公共の利益を守る上で必要な期間より長く、被拘留者は通常、自分の拘留について法廷で異議を唱える機会が限られた上、そうした機会があったとしても成功する見込みはほとんどなかった。

亡命希望を拒否された者又は無国籍者の拘留の長期化：移民管理総局（Directorate General of Migration Management）（DGMM）の報告によると、TNP は 21 箇所の再収容・退去施設を運営し、これらは拘留後に亡命請求を行った人々を収容する施設で、総定員 3,333 名である。DGMM の報告によると、（2015 年）9 月 14 日時点でこれらの施設に 70,000 名が（2015）年中に居住してきたが、中にはほんの数日しか滞在しなかった人々もいた。DGMM によると施設には欠点があり、理由は総じて再収容・退去施設の役割を果たすよう設計されていなかったことであった。こうした欠点を補うよう設計された一連の新規施設の建設が、（2015）年中に始まった。別の政府筋の報告によると、（2015）年の最初の 8 か月間、46,383 名の不法移民が県の DGMM 事務所に移管され、そして一時拘留・国外退去施設に送致された。

UNHCR の指摘によると、拘置施設の状況には差があり、また多くの場合、物理的定員の限度や付託件数の増加を背景に課題が多く、場合によっては前例のない数の、沿岸警備隊による海上での移民阻止との関連もあった。（2015 年）12 月のアムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）の報告によると、政府は（2015 年）9 月以降、多数の難民や亡命希望者を取り押さえ、これらの人々を拘置施設へ移送し、そこで一部の人々が虐待を受けたり、シリアやイラクへ強制送還されたりした。

e 公正な公判の否定

法律では司法の独立を規定しているが、司法機関は依然として政府から、特に行政部門からの影響を受けていた。与党公正発展党（Justice and Development Party）（AKP）幹部が 2014 年に汚職で告発された事件で検察側に不利な判決を下した裁判官はその後、より上位の役職に昇進した一方、汚職の嫌疑を最初に捜査した検察官と裁判官 1 名が、（2015）年中に起訴された。

批判筋の主張によると、政府は 2014 年、影響力を行使して、政府が都合良く選んだ候補者が裁判官・検察官高等委員会（Supreme Board of Judges and Prosecutors）（HSYK）に選出されるよう仕向けたが、HSYK は裁判官と検察官を選任する機関であり、裁判所の監督を担当する。憲法では裁判官の任期を規定しているが、HSYK が任命、異動、昇進、除籍及び懲戒を通じ、裁判官と検察官の職歴を統制している。検察官と裁判官に幅広い裁量権が与えられることに加え、個人や不公平の申し立てよりも国を擁護する傾向により、刑事関連法の適用が一貫性を欠く状況がもたらされた。

「特別認可法廷」は 2014 年に廃止された一方、政府はその後、新たに「平和刑事裁判官」法廷を創設し、これは逮捕令状と捜索令状の発行、持参押収、そして単独事件の捜査段階での拘留に関する決定権を有し、平和法廷での判決からの上訴は、平和法廷内の他の裁判官に限

定される。批判筋はこの新制度について、裁判官に尋常でない権限を与え、また任命された裁判官の多くが親政府派であり、新たな法廷は単に廃止された特別法廷に代わるものでしかないと非難した。この制度の廃止を求める 2 件の上訴が、憲法裁判所に提起された。(2015 年) 1 月、憲法裁判所は、平和法廷は合法であるとの裁定を下した。

複数の法律専門家の報告によると、平和法廷は階層や権限が不明瞭であることから、法務上の混乱を引き起こした。例えば平和法廷は 2014 年 12 月、サマンヨル (Samanyolu) 放送会社の CEO、ヒダイェット・カラカ (Hidayet Karaca) 及び他のメディア関係者、並びに警察官 33 名について、政府の転覆を目論む秘密のネットワークを行政部門や司法部門内で動かしていたとの理由で告発されたイスラム教聖職者、フェトフッラー・ギュレンとの繋がり of 疑いを理由に、逮捕を命じた。上級レベルの裁判所が (2015 年) 4 月 26 日に被拘留者を釈放すべきである旨の裁定を下した後、イスタンブール主任検察官は、上級裁判所の判決は無効であると述べ、その理由は、別の平和法廷が同時に、被疑者の拘留を継続する旨の裁定を下していたからであった。被告人は (2015 年) 9 月 17 日に起訴され、(2015) 年末時点で訴訟はまだ続いていた。

トルコには糾問主義的刑事司法制度がある。

トルコにおける裁判官及び検察官の教育・配属制度は、裁判官と検察官との間に密接な連携を生み出し、観測筋 (欧州委員会を含む) の主張によるとこれが、少なくとも、刑事事件における不適切性と不公平性の発生に繋がった。検察官と裁判官はトルコの司法学院 (Justice Academy) で一緒に学んだ後、HSYK により各自の最初の公職に配属され、そして任命後も長年にわたり、一緒に合宿し、同じ事務所空間を共有し、同じ法廷で職務をこなし、さらには各自の職歴において立場が入れ替わることさえある。検察官は司法当局者用に用意された扉を通して法廷に入り、裁判手続全体を通じて裁判官の隣に座っていた。複数の人権団体や弁護士団体の指摘によると、被告側弁護士は概して検察側の相手方ほど厳しい訓練を受けておらず、また最低水準の専門知識を実証するための試験に合格することを要求されない。

憲法では軍隊要員について、申し立てられた犯罪が国家又は憲法上の秩序に対する犯罪であった場合、文民法廷で裁判を受ける旨、規定している。最高軍法会議 (Supreme Military Council) の判決は概して文民審査向けに公開されないが、憲法では特定の状況に該当する場合における文民司法審査を規定している。

裁判手続

憲法では公正な裁判を受ける権利を規定しているが、独立司法機関が概してこの権利を執行

した。

法律の下、被告人は推定無罪とされ、自分の罪状に関する詳しい情報を速やかに提供される権利を有する。政府がこの法律を遵守していないという、確証のある報告が複数あった。2015年版の EU 進捗報告書では、起訴における理由付けの欠如が依然、懸念を生む深刻な要因であった。法廷手続は、未成年者が被告人として関係する事件と、「国家に対する犯罪」に関連する事件など、治安上の懸念を伴う事件を除き、全て公開される。起訴内容、事件の概要、判決及び法廷での他の答弁が記載される裁判資料は、事件当事者以外の人々に開示されず、その結果、法廷での訴訟の進捗又は結果に関する情報の入手が困難であった。(2015 年) 4月に制定された包括的国内治安法では、2014 年の第 5 次包括的司法改革における、訴追段階で弁護士による資料閲覧を裁判官が制限することを禁じていた規定を覆した。この包括法の採択後、裁判官は (2015 年) 5 月 1 日の恒例のデモの際に拘留された 20 名に関する捜査資料を開示しない旨の裁定を下した。(2015 年) 7 月 20 日のスルクでの爆弾攻撃後、裁判官は被告人の弁護士と被害者の弁護士の双方に対し、捜査資料を開示しない旨の裁定を下した。2014 年の包括的司法改革では、事件の第 1 次レベルの司法審査から検察官を除外する規定もあった。このレベルの審査過程で容疑者の逮捕又は釈放を裁判官が決定すれば、資料が検察官に送られ、意見を求められる。陪審制度はなく、裁判官又は裁判官団があらゆる事件の判決を決める。

被告人は審理に出席する権利と、時宜に適う形で弁護士に相談する権利を有する。被告人又はその弁護士は、検察側証人に質問することができ (ただし質問は通常、裁判官に提示されなければならない、裁判官がその後、弁護士に代わって質問する)、また所定の限度内で、自分の側の証人及び証拠を提示することができる。秘密証人が頻繁に、特に国家安全保障関連事件の場合に使用された。被告人及びその弁護士は概して、自分の事件との関連で政府が保有する証拠を閲覧することができるが、国家安全保障上の懸念を理由に事件が非公開となる場合は別である。被告人は証言又は有罪の自白を行わない権利及び上訴権を有するが、上訴は概して終結まで数年掛かる。被告人は時々、裁判開始まで数年間待たされることもあった。当局者が、特に治安当局者を相手取った事件において、陳述書を速やかに提出しない、或いは審理に参加しないことが、訴訟手続の遅延を招いた。

元参謀長兼退役将官、イルカー・バスバグが 2013 年に、エルゲネコン (Ergenekon) として知られるテロ組織を率いていた容疑で終身刑を言い渡された後、憲法裁判所は彼の釈放を支持する裁定を下し、その理由は、彼が上訴するために必要な期限内に判決を支持する意見書が発行されなかったためであった。高等刑事裁判所はその後、同じ理由で、2014 年に他に有罪判決を受けたエルゲネコンの被告 275 名を釈放する旨の裁定を下した。(2015 年) 10 月 6 日、有罪判決を受けた被告 275 名全員について、最高上訴裁判所での上訴審が始まった。

(2015 年)3 月 31 日、イスタンブールのアナトリア語第 4 高等刑事裁判所は、バリオズ(Balyoz) (別名スレッジハンマー (Sledgehammer)) と呼ばれたクーデター計画事件の再審において、236 名の被告を無罪放免とした。被告人は 2003 年の陸軍セミナーの際、政府の転覆を画策したとの理由で告発されていた。この裁定は、2014 年の憲法裁判所における、争点となったデジタル証拠から浮上した懸念と、被告側証人による証言を棄却する旨の特別に許可された裁判所の決定を背景に、被告人が公正な裁判を受ける権利が侵害されたという、全会一致の意見を踏まえた裁定であった。2013 年に証拠不十分又は実行していない犯罪への同意を理由に有罪判決が覆されていた、バリオズ容疑者 63 名に関する別の裁判も、(2015 年) 3 月 31 日、無罪放免の結果に終わった。これは 2014 年に別のバリオズ容疑者 25 名が無罪となったことを受けての結果であった。

これらの裁定は、2003 年に始まったバリオズ裁判が、被告全員の無罪放免で終結するという結果をもたらした。被告の大多数は軍士官で、彼らの経歴は裁判を待って収監されていた期間、又は有罪とされていた期間、停職扱いとなっていた。参謀はすぐに、被告のうち下級の現役士官を昇進させ、またバリオズ被告の給与調整と補償を遡及的に確保することになる包括的な法的対応に着手した。多数の軍士官が 4,000 万リラ (1,350 万ドル) に上る金銭的／非金銭的損害賠償請求を提起し、他にも国に対して訴訟が提起される可能性があった。(2015 年) 11 月 5 日、アンカラの或る裁判所が、退役中將、アイハン・タス (Ayhan Tas) について、「侮辱され」、当人の「道徳的価値が傷付けられた」として、120 万リラ (450,000 ドル) の補償金を受け取るべきであるという裁定を下した。(2015 年) 12 月 20 日、アンカラの或る裁判所が、退役大佐、ユスフ・ケレリ (Yusuf Kelleli) について、「不公正な逮捕」及び当人の逮捕の「方法と長さ」を考慮して 150 万リラ (600,000 ドル) を支給されるべきであるという裁定を下した。

政治犯及び政治的理由により勾留された者

HRA の主張によると、ジャーナリスト、政党幹部、学識経験者及び学生を含め、政治分野全体にまたがって数百名もの政治犯がいた。政府によると、これらの人々はテロ組織のメンバーであったこと、又はテロ組織を支援していたとの理由で告訴された。2013 年と 2014 年中、テロ対策関連法の使用について第 4 次及び第 5 次の包括的司法改革によって制限が課せられていたにもかかわらず、検察官はテロ行為や国家安全保障に対する脅威の広義な定義を使用し続けた。テロ対策関連法は (2015 年) 7 月 20 日のスルクでの爆弾攻撃以後、幅広く使用され、またメディアは幅広く、(2015 年) 7 月 24 日から 8 月 10 日にかけて、約 1,600 名が対テロ作戦の一環としての尋問のために拘留され、うち 340 名がその後、テロ関連容疑で逮捕され、投獄されたと報じた。複数の人権団体の申し立てによると、多数の被拘留者がテロ行

為との実質的な繋がりを全く持たず、拘留はクルド派の野党、HDP を弱体化させることが目的であった。当局はさらに、(2015) 年中、メディア企業や、ギュレン運動との結び付きを疑われた人々を含め、フェトフッラー・ギュレンのテロ組織として政府から指定された人々の拘留や資産押収を目的にテロ対策関連法を使用した。

複数の国際及び国内の人権団体が、テロ対策関連法の下での過剰に広義なテロ行為の定義と見られる要素と、当局がそれを報道機関、学識経験者、学生及び野党党员に対して不相応に使用したことについて、特別な懸念を表明した。HRA の報告によると、(2015 年) 9 月時点で、約 7,000 名がテロ容疑で投獄され、うち約 5,000 名は PKK メンバーとされた人々であった。

(2015 年) 7 月 29 日、ブレント・アリンク (Bulent Arinc) 副首相は、(2015 年) 7 月に行われたテロ掃討作戦において、政府が 1,061 名を拘留したと発表し、うち 847 名が PKK/KCK 関係者、77 名が DHKP/C 関係者、そして 137 名がダーイッシュ関係者とされた。これらのうち、(2015 年) 7 月 29 日時点で、44 名の DHKP/C 関係者と 31 名のダーイッシュ関係者が逮捕されたままであった。人数は不詳であるが、PKK/KCK 関係者として告発された人々も収監されたままであった。(2015 年) 7 月 28 日時点で、HDP によると、テロ掃討作戦の結果、PKK/KCK 関係者とされた 467 名が拘留され、うち 49 名が正式に逮捕された。

(2015 年) 8 月 9 日、当局は、ディヤルバクル市内の元地区長でアルメニア人の権利を長年にわたり唱導していたアブドゥラ・デミルバス (Abdulla Demirbas) を、これらの広範なテロ掃討作戦の一環として拘留した。当局の主張によると、彼はディヤルバクル市スル (Sur) 地区長時代に PKK へ資金を流用していたが、(2015 年) 11 月時点で彼はまだ起訴されていなかった。デミルバスは (2015 年) 10 月初旬、健康状態の悪化を理由に、捜査待ちの状態で釈放された。

司法省によると、(2015 年) 9 月 15 日時点で、テロ容疑により 2,206 名が逮捕状態にあり、4,956 名が有罪判決を受けていた。HRA の申し立てによると、(2015 年) 6 月 7 日から 9 月 9 日にかけて、当局は 2,411 名を拘留、280 名を逮捕し、これに児童 24 名が含まれた。

民事上の訴訟手続及び救済方法

民事事案には独立的かつ公平な司法制度が存在する。法律では全ての市民が、人権侵害を含む身体的被害又は心理的被害の損害賠償を求める民事訴訟を提起する権利を有すると規定している。個人は高等上訴裁判所 (Yargitay) に直接、救済を申請することができる。法律では個人が自分の事件を憲法裁判所に直接上訴することを認め、裁判所の判決を巡る上位審査を

より迅速に、物流面でもより容易に行うことができる。人権問題について市民が憲法裁判所に直接、救済を申請する権利は、トルコを相手取って欧州人権裁判所に出される申請件数の減少に繋がった。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的な干渉

憲法では「私生活の秘密性」を規定し、また個人は自分の個人的な情報やデータの保護と訂正を要求する権利を有すると規定している一方、国家諜報機関（MIT）には情報収集権限を与えつつ、一般市民やジャーナリストが虐待を曝露する能力を厳しく制限している。MIT は国内の如何なる主体からも、無令状で、或いは他の司法上の承認プロセスを経ずに、データを集めることができる。同時に、法律では MIT におけるデータ収集を含む様々な活動に対して、MIT に関する情報入手や、MIT に関する情報公開を目的に干渉した場合の刑事罰を定めている。加えて、法律では MIT 及び MIT 職員に、訴追免除も与えている。首相府のみ、MIT の監督権を有し、MIT の活動を調査することができる。2014 年に採択された法律は憲法裁判所に付託され、(2015) 年末時点で審査中であった。

(2015 年) 4 月 4 日に制定された包括的国内治安法では、個人の搜索及び押収を行う警察の権限が拡大された。警察幹部は搜索令状を許可することができ、司法機関からの許可はその後 24 時間以内に取得すればよい。HRW の指摘によると、搜索が既に行われた後に搜索実施許可を裁判官に求めることは、職権乱用に対するチェック機能を果たしていない。そうした搜索を受けた人々は、苦情を申し立てる権利を有する。

法律ではトルコ電気通信庁（Turkish Telecommunications Authority）（TIB）が裁判所命令に従って通信傍受に関与することを、薬物密輸業者、犯罪組織メンバー又はテロリストと疑われる人物が対象である場合に限り、認めている。包括的国内治安法では治安部隊が裁判官の承認を得ずに通信傍受を行うことができる期間を 24 時間から 48 時間にまで拡大し、また承認権限をアンカラ重罪裁判所（Ankara Heavy Criminal Court）に集中させた。この権限の乱用に対するチェック機能として、包括的国内治安法では首相直属監察委員会（Prime Ministry's Inspection Board）による年次監察と、同委員会が議会の治安・諜報委員会（Security and Intelligence Commission）に提出して再検討を求めることを認めている。

複数の人権団体が、包括的国内治安法によって通信傍受に対する政府の統制が強化されたことにより、政府の汚職を暴くために通信傍受を使用できる可能性が制限されたと指摘し、また裁判所命令のない通信傍受は司法上の統制を迂回し、潜在的に市民のプライバシー権を制限するものであると付け加えた。

(2015 年) 5 月 29 日、報告によると保健省 (Ministry of Health) は一次医療を施す医師宛に、精神科医療を付託された患者全員に関する情報を、患者本人に許可を求める旨を規定することなく、提供するように指示する書簡を送付した。批判筋の申し立てによると、これは精神病患者に対するブラックリスト作成又は他の差別的慣行を認めることになることとされた。メフメット・ムエジノグル (Mehmet Muezzinoglu) 保健大臣は、データ収集はより正確な統計の提供と、患者への支援向上に繋がると回答した。

g 国内の紛争での過剰な武力行使及び虐待行為

(2015 年) 7 月 20 日に東南部の都市スルクでダーイッシュの犯行とされる爆弾攻撃が発生した後、PKK と政府治安部隊との間での戦闘が激化した。PKK は政府を、クルド人活動家を中心に 33 名が殺害され、約 100 名が負傷したこの爆弾攻撃の共謀者であると非難した。PKK は (2015 年) 7 月 22 日に警察官 2 名を殺害して応酬し、その後数週間にわたる政府対 PKK の暴力の激化に発展した。(2015) 年末時点でまだ続いていた戦闘は主に、クルド民族が居住する国内の東部と南東部で発生した。これは 1984 から続いていた PKK 対政府の紛争の終結を狙いとした 2 年間の和平プロセスに、明白な中断をもたらした。

(2015 年) 12 月 15 日、政府は都市部を作戦に使用する PKK 戦闘員を排除すべく考案された、大規模な軍事的攻撃態勢を始動した。軍の行動と併せて、政府はシュルナク県のシズレ地区やシロピ (Silopi) 地区、そしてディヤルバクル県スル地区を含むこれらの都市部に、外出禁止令を宣言した。場所によっては外出禁止令が 10 日余り続いたところもあった。複数の報告が示唆するところ、地元住民は食料や水の入手に苦勞した。一部の報告の推定によると、200,000 万人が自宅から逃げた。警察が (2015 年) 12 月 24 日に公表した報告によると、推定 100,000 万人が避難民となった。(2015 年) 12 月 23 日に HRW が公表した報告書によると、(2015 年) 7 月以降、南東部で 100 名余りの市民が殺害され、さらの多くの人々が負傷した。

殺害：政府対 PKK の戦闘再開による死傷者統計は大幅な開きがあり、また (2015) 年末時点で依然、討論の的であった。(2015 年) 10 月 9 日の TNP の報告によると、警察官 31 名、兵士 3 名及び村警備員 1 名が、戦闘再開後に殺害され、警察官 146 名と兵士 21 名が負傷した。TNP の報告によると、民間人も 30 名が死亡し、96 名が負傷した。ユーロメッド・ライツ (EuroMed Rights)、国際人権連盟 (International Federation for Human Rights)、HRA、HRF 及びヘルシンキ市民集会 (Helsinki Citizens' Assembly) から成る人権団体連合の主張によると、(2015 年) 7 月 21 日から 9 月 21 日にかけて、約 50 名の市民、121 名余りの警察官、兵士及び村警備員、そして 57 名の PKK 過激派が殺害され、数十名の民間人が負傷した。(2015 年) 11 月 20 日の最新情報の中で、HRA は、(2015 年) 7 月 20 日以降、51 名の児童が戦闘の結果として殺害されたと述べた。

(2015 年) 8 月から年末にかけて、政府は PKK による暴力に治安部隊が対応する中での複数の都市近郊における制限的外出禁止令、及び／又は共同首長による地元自治宣言を実施した。例えば、(2015 年) 9 月 4 日から、政府は PKK による反復的攻撃への対応策として、南東部のシズレ地区で 9 日間の外出禁止令を発動した。様々な情報筋によると、治安部隊が 20 名乃至 22 名の民間人を、児童 4 名を含め、外出禁止令発令中に殺害したが、政府はこれを否定した。政府は国会議員を含む HDP 幹部使節団が事実確認目的でシズレ地区内に入ることを、外出禁止令が解除されるまで禁じた。政府が (2015 年) 12 月 14 日に新たな作戦を実行した際、シズレ、シロピ、ヌサイビン (Nusaybin) 及びスルで外出禁止令が再度発令され、これが少なくとも 2 週間、シズレに至っては (2015) 年末まで続いた。

トルコ軍幕僚は、(2015 年) 7 月 20 日から 10 月 15 日にかけて、治安部隊が 1,000 名余りの PKK 戦闘員をトルコ国内及びイラク北部で殺害したと報告したが、一部の観測筋はこの数を疑問視した。(2015 年) 10 月 5 日、当時の内務大臣、セラミ・アルティノク (Selami Altinok) が、(2015 年) 7 月 22 日以降の作戦で 2,000 名余りの PKK 戦闘員が殺害されたと発表した。様々な治安部隊が、戦闘で殺害された治安要員の人数について異なる報告を公表し、少なくとも 97 名の治安要員が殺害されたが、300 名を超える可能性もあった。

PKK の攻撃により、イスタンブールで警察官や民間人も殺害された。(2015 年) 8 月 10 日、イスタンブールのスルタンベイリ地区内の或る警察署で自動車自爆攻撃が起こり、警察官 3 名と民間人 7 名が殺害された。複数の警察官が爆発を捜査していた際、待ち伏せていた PKK のテロリストが彼らを襲撃し、警察官の死亡者がさらに増えた。戦闘で PKK のテロリスト 2 名が殺害された。PKK の武装部門である人民防衛隊 (People's Defense Forces) は、自爆攻撃とその後の攻撃の双方について犯行声明を出した。

誘拐：ジャンダルマの報告によると、(2015 年) 8 月 10 日、PKK はカピコイ (Kapikoy) 国境ゲートで税関職員 10 名を誘拐し、また (2015 年) 8 月 21 日、別の 11 名がバン県で行方不明となったが、翌月、全員がイラクで解放された。ジャンダルマの報告によると、治安当局者 15 名が (2015 年) 7 月 20 日から 12 月 15 日にかけて誘拐された。(2015 年) 7 月 20 日から 12 月 15 日にかけて、幕僚の報告によると 9 名の士官が誘拐され、また TNP の報告によると警察官 1 名が誘拐された。(2015 年) 9 月 1 日、トルコ軍兵士 1 名が、国境地帯のキリス (Kilis) という、ダーイッシュ支配下地域で、不審な状況下で失踪した。TNP の報告によると、(2015) 年中、村警備員 1 名と医療従事者 5 名が誘拐された。

児童兵士：政府の申し立てによると、PKK は徴兵目的での児童の徴用や強制的誘拐を続けた。政府の主張によると、929 名の児童の家族が、PKK から子ども達の解放の確保に際

し、治安部隊に援助を申請していた。政府によると、以前の2年間に PKK は2,152名の児童を誘拐又は徴用し、また同じ期間中に419名の児童が PKK から逃れ、トルコ治安部隊に投降した。政府の申し立てによると、PKK は児童を自爆攻撃要員として使っていた。独立系観測筋は、政府の主張の一部について異議を唱えた。

(2015年)6月9日、ジャンルウルファ県知事は、PKK が(2015)年の最初の6か月間に3,000名の児童を徴用したと述べた。準国営のアナドル・ニュース (Anadolu News) 社の報告によると、PKK は(2015)年の最初の6か月間に597名の児童を徴用していた。複数の人権団体が、若者のほとんどは「自発的に加入した」と考えた。

他の紛争関連の虐待：HRF の指摘によると、ヌサイビン、シズレ、シロピ、バン、タトバン (Tatvan) 及びビトリス (Bitlis) において複数の医療従事者が、紛争再開期間中、業務継続に向けた取り組みに対する脅威を経験した。例えば、(2015年)10月22日、ハッカリ (Hakkari) 県で PKK による爆弾攻撃で或る病院が被害を受け、現地で医療を提供できなくなった。時々、治安部隊は病院を作戦基地として使用したり、医療従事者の業務を邪魔したりすることもあった。他にも、市民又は PKK が医療サービスに干渉した。シズレでは、HRA の報告によると、(2015年)8月4日、自宅前で銃撃を受けたベシル・エギトミス (Besir Egitmis) にシズレ病院職員が治療を施すことを治安要員が妨害した。HRA によると、治安部隊はヌサイビン病院を外部でのデモに干渉するための拠点として使用し、また病院職員は脅威を感じ、患者を自由に治療することができなかった。

HRA は、(2015年)8月11日に医療従事者が治安部隊から圧力を受けている様子を報道関係者が撮影しようとしたところ、治安部隊が報道関係者を殴打したと非難した。

(2015年)9月8日、全国規模で発生した暴力的抗議活動において、HDP が PKK との関連を疑われ、標的にされた。抗議者はアンカラの HDP 本部に放火したほか、少なくとも6都市で HDP 事務所を襲撃した。HDP は数日間で約400回、財産を攻撃されたと報告した。

第2節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a 言論及び報道の自由

憲法、並びに第4次と第5次の包括的司法改革によって為された改善では言論の自由の保護を規定している一方、刑法とテロ対策法には依然、言論及び報道の自由を制限する複数の条項が含まれている。

刑法には、例えば犯罪又は犯罪者の称賛、人々の反目又は憎悪及び中傷を扇動する行為、そして公共秩序の保護に関する規定の包含を通じ、報道の自由と言論の自由を直接制限する複数の条項が含まれている。法律では、「憎悪発言」或いは言語、人種、国籍、肌の色、性別、障害、政見、哲学的信念、宗教又は派閥の違いに関連する有害行為について、懲役3年以下の罰則を規定している。複数の人権団体が法律について、性同一性に基づく保護が盛り込まれていないことを批判し、また法律が時々、少数派を保護するどころか言論の自由を制限する目的で使用されていると指摘した。

(2015) 年中、多数の人々が、ジャーナリストや未成年者を含め、大統領又は首相の侮辱、国の機関及び制度の侮辱、反政府の目論見への参加、そして禁止された政治団体への加入を理由に起訴された。一部のジャーナリストが、司法機関に影響を及ぼそうとしたという理由で起訴された（係争中の事件の解決方法に関する意見の公表、或いは特定の結果を支持する抗議を含む）。

言論及び表現の自由：人々は多くの場合、民事上又は刑事上の訴訟又は捜査のリスクを負わずに国又は政府を公然と批判することはできず、また政府は一部の宗教的、政治的又は文化的な見地に対して同情的な人々による表明を制限し続けた。人権や政府政策に関する活発な討論が公共空間で続けられ、特に政治面でのイスラム教徒、クルド人に関連するものや、オスマン帝国終焉当時のトルコ人対アルメニア人の紛争の歴史に関連するものが多かった。政府批判筋や人権団体は、一部の議題、最も目立つところではクルド人やアルメニア人の問題に関する開かれた討論が、10年前に比べると許容されるようになってきたと認めた。とはいえ、与党絡みの微妙なテーマについて記述又は発言した多数の人々が、捜査を受けるリスクを負った。一部のオピニオン・リーダーや多数のジャーナリストが、自己検閲を実践していると報告した。

(2015 年) 4 月 16 日、オスマン帝国の最後の数年間にアルメニア人が大虐殺されたことを認めないことは不可能であると発言した後、ダブトグル首相顧問を務めていたエトイェン・マフクピアン (Etyen Mahcupyan) は、既に辞職していたことを発表した。当人曰く、辞職は 65 歳の誕生日より 1 か月早く有効となっていたが、複数の政治アナリストが発表時期について、議論を呼んだマフクピアンの発言直後であったことを疑問視した。

刑法では、大統領及び首相を含む、トルコの国家と指導者に対する侮辱を犯罪としている。司法省の報告によると、(2015) 年の最初の 8 か月間に刑法の下での苦情が同省に 331 件寄せられ、うち 265 件が棄却された。このデータは、EU の進捗報告書における、司法省は 2015 年の最初の 6 か月間に大統領に対する侮辱の嫌疑に関する捜査要請を 962 件受け、2014 年通年での 397 件より増えたという報告と矛盾していた。人々は人生のあらゆる過程において、

政治集会参加者、政治家及び児童を含め、侮辱又は関連犯罪を理由に捜査対象となる可能性があった。

(2015 年) 7 月 14 日、或る裁判所がウムト・キリク (Umut Kilic) という、アフィオン (Afyon) 弁護士協会所属の弁護士について、申し立てによると裁判官・検察官高等委員会の記者会見の場で自分達が「ファシストのエルドアン」の代表者であると叫んだことから、エルドアン大統領侮辱罪で有罪と認めた。彼は執行猶予付きの懲役 18 か月を言い渡された。

(2015 年) 3 月 30 日、検察は 58 名 (ジャーナリスト、音楽家及び俳優を含む) について、国営のアナドル・ニュース社を偏向的報道機関として批判したとの理由で捜査を開始した。被疑者はソーシャル・メディア上での投稿により「人々の憎悪や反目のほか、中傷、名誉毀損及び威嚇を扇動した」との理由で告発された (刑法における「公共の平和に対する犯罪」に該当する)。

報道の自由：印刷メディアは民間経営により活動していたが、少数の大手企業が多数の主導的出版報道機関を所有していた。数百もの民間新聞社がクルド語、アルメニア語、アラビア語、英語及びファルシ語をはじめ多数の言語で政治分野を扱っていたが、大部分は発行部数が少なかった。一連の事業事案 (数十億ドル規模の政府との建設、エネルギー又は通信事業契約を含む) について政府に利害関係を有するものが多い複合企業や持株会社が、報道機関での持分を増やしていた。これらの企業の収益のうち、報道から生じるのはほんのわずかで、また他の商業的利害関係がメディアの独立性を阻害し、自己検閲の風潮を助長した。メディア所有権の集中が報道内容に影響を及ぼし、公開討論の範囲を狭めていた。TNP によると、(2015 年) 12 月 15 日にかけて、新聞 1 紙、雑誌 60 紙、横断幕 1 件、書籍 19 冊、掲示板 3 件、そして他に 8 件の公開資料が禁止、没収、或いは配布又は販売を禁止された。

ラジオ・テレビ最高評議会 (Radio and Television Supreme Council) (RTUK) が地方、地域及び全国レベルで操業する多数の民営のテレビ局及びラジオ局の登録と免許交付を行っていた。衛星放送やケーブル・テレビが幅広く普及しているため、一般市民は複数のクルド語民営チャンネルを含め、外国の放送を視聴することができた。RTUK は (2015) 年中、ラジオ局とテレビ局がウイグル語、ラズ語及びクルド語 (方言であるクルマンジーとザザの双方) での放送を許可した。

(2015) 年前半に PKK の武力攻撃が再開した状況にあつて、政府は (2015 年) 7 月 25 日、多数の、クルド語が大部分を占める報道機関におけるインターネット接続をブロックした。(2015 年) 9 月 14 日、或る裁判所命令により、2 つのデジタル・メディア・プラットフォームの放送がブロックされ、約 100 のチャンネルに影響を及ぼし、うち 40 チャンネルがクルド

語のチャンネルであった。政府の申し立てによると、これらのプラットフォームは法的要件又は技術的要件に違反して運用されていたとのことであったが、批判筋はプラットフォームをブロックする旨の決定は政治的なものであったと申し立てた。複数のチャンネルがアンカラ行政裁判所にブロックの上訴を申請し、同裁判所は（2015年）9月16日、これらのチャンネルを支持する裁定を下した。（2015年）9月18日時点で、一部のチャンネルが放送を再開した。

代替メディア協会（Alternative Media Association）の報告によると、（2015年）7月25日時点で、政府は100近くのインターネット・ニュース・サイトをブロックしており、その大部分は総じてクルド人支持派、又は左派指向であった（「インターネットの自由」参照）。

イスラム教聖職者のフェトフッラー・ギュレンが政府の転覆を目的に行政部門内と立法部門内で信奉者を集めた秘密ネットワークであるとされた、「並列国家」又は「並列構造」に対する政府の闘いを背景に、或る裁判所がギュレン系列の持株会社、コザ・イペック・ホールディング（Koza Ipek Holding）について、（2015年）10月27日、政府が任命する管財人の管理下に置くよう命じた。コザ・イペック・ホールディングは報道機関5社を所有しており、これらは引き継ぎ直後に政府寄りの編集方針に転換して再開した。別の持株会社、カイナック・ホールディング（Kaynak Holding）は国内最大手の教科書出版社で、（2015年）11月18日に管財人の管理下に置かれた。

ギュレン系列のテレビ・チャンネルはほとんどが、（2015年）9月27日のティビブ（Tivibu）のサービス開始に伴い、有料テレビ・プラットフォームを廃止した後、視聴者の大部分を失った。（2015年）10月15日までに、（6つのうち）4つのデジタル有料テレビ・プラットフォームがチャンネルを廃止した。政府のメディア規制機関であるRTUKは運営者に対し、チャンネル廃止はプラットフォーム運営者に対する公正かつ公平であるという放送事業要件に違反し、標準的な法的手続にも沿っていないと警告した。RTUKの警告をよそに、5番目の有料テレビ・プラットフォームであるトルコサット（Turksat）が（2015年）11月16日、複数のギュレン系列チャンネルを廃止した。

法律では特定の書籍又は出版物を禁止しているわけではないが、出版社は書籍や定期刊行物を刊行時点で検察官に提出し、審査を受けるよう要求された。複数のメディア活動家の報告によると、検閲手段として、文化省（Ministry of Culture）が時々、全ての出版物に要求されるバーコードの承認を拒否することがあった。

トルコ出版社協会（Turkish Publishers Association）（TPA）の報告によると、出版社は、法的措置の誘因となり得る、議論を呼びそうな内容を伴う著作物を避けつつ、自己検閲を実施す

ることが多かった。同協会はさらに、国が公立学校に書籍検査委員会を設置し、また学校行政機関が書籍推薦を綿密に監視し、国から承認された書籍に学生の対象を制限する度合いが高まっていると報告した。同協会は、未承認の文献を学生と共有した教師が、たとえ大学レベルであっても、捜査を受けたという事例を説明した。

複数の著述家や出版社が、名誉毀損、中傷、猥褻、分離主義、テロ行為、破壊、原理主義、そして宗教的価値の侮辱を理由に、訴追された。当局は（2015）年中、数え切れないほどの刊行物や出版社に対する捜査を行ったり、訴訟を継続した。（2015 年）12 月 15 日、ガジアンテップ（Gaziantep）の或る裁判所が、3 名の著者、ハサン・セマル（Hasan Cemal）、トゥグセ・タトリ（Tugce Tatri）及びムスルム・ユセル（Muslum Yucel）の書籍について、PKK メンバーであることを理由に逮捕された 2 名の所持品の中に当該書籍が見つかったため、書店から回収されることになるという裁定を下した。

TPA によると、出版社は攻撃的内容の訂正を裁判所が命じた場合にこれを遵守することを怠ると、出版禁止や重い罰金を科せられた。TPA は、出版社と著者が別途告訴された場合であっても、印刷業者が内容について責任を問われた事件について、2011 年のグルセレン・アクス（Gulseren Aksu）の事件のように、無罪とされたと指摘した。好ましくないと見なされた材料を翻訳した翻訳者も、責任を問われる可能性があった。政府はギュイラウム・アポリネア（Guillaume Apollinaire）やウィリアム・ブルフス（William Burroughs）といった作家の出版社や翻訳者に対し、刑事告訴を起こした。

観測筋の報告によると、さらに、他に事業上の利害関係のある数社の複合企業の傘下で報道機関が統合されたことにより、報道機関はますます、政府との契約資格を維持すべく、自己検閲を実践した。フリーダム・ハウス（Freedom House）など複数の人権団体が、政府に批判的な報道機関を有する一部の企業が税務調査の標的にされ、強制的に罰金を払わされたと指摘した。

（2015 年）10 月 28 日、警察はカナルトゥルク（Kanalturk）とブギン（Bugun）のテレビ局が入居している事務所ビルの前で、支持者の群衆に対して催涙ガスと放水銃を使用し、その後、建物に押し入って生放送中であった 2 つのチャンネルを止めた。警察の措置は、これらのテレビ局の親会社、コザ・イペック・ホールディングを管理する管財人委員会を創設する旨の、裁判所の裁定の結果であった。引き継ぎを批判した人々は、手続の異常性に言及し、そしてこれらの報道機関は政府批判を理由に標的にされたのだと主張した。政府当局者は政治的動機を一切否定し、コザ・イペック・ホールディングとギュレンの繋がりが措置の正当化事由であると述べた。

ジャーナリスト保護委員会（Committee to Protect Journalists）（CPJ）やフリーダム・ハウスをはじめ複数の団体が、当局はテロ対策関連法や刑法をますます乱用して、ジャーナリスト、著述家、編集者、出版社、翻訳者、権利活動家、弁護士、選挙で選ばれた公職者及び学生を、表現の自由の権利の行使を理由に訴追するようになったと報告した。

暴力と嫌がらせ：政府と政党指導者及びそれらの支持者は、訴訟、脅迫、そして少なくとも 1 件の事件における身体的攻撃を含む多様な手段を使って、ジャーナリストに威嚇や圧力を加えた。エルドアン大統領と AKP 党員は時々、批判的報道への対応という名目でジャーナリストを口頭で攻撃することもあった。

（2015 年）5 月 29 日、或る検察官がカムヒュリエット（Cumhuriyet）紙の編集長、カン・ドゥンダール（Can Dundar）に対し、彼が（2015 年）5 月に、MIT が 2014 年 1 月にトルコ国内で阻止された MIT 契約の複数のトラックを介してシリア人反逆者へ武器を横流ししていたと申し立てる記事を公表したこととの関連で、スパイ行為容疑での捜査を開始した。（2015 年）5 月 31 日、エルドアン大統領はテレビ局の取材に答え、「この記事を書いた人物は重い対価を払うことになる。私は彼を処罰しないわけにはいかない」と述べた。（2015 年）6 月 2 日、検察は正式にドゥンダールを告訴し、終身刑を求刑した。（2015 年）11 月 27 日に裁判官の面前で証言した後、ドゥンダールと彼の同僚であるカムヒュリエット紙のアンカラ代表、エルデム・グル（Erdem Gul）は、「国家安全保障に関連する文書の入手」、「政治的及び軍事的なスパイ行為」、「秘密を保たなければならない情報の公開」、そして「テロ組織のプロパガンダへの寄稿」を理由に逮捕及び告訴された。

（2015 年）8 月 4 日、ドゥンダール及び他の 17 名のジャーナリストが、DHKP/C のテロリストに人質として捕われていた間に死亡した検察官、メフメット・セリム・キラズの写真公表との関連で、テロ容疑で起訴された。テロ行為を支援したとの理由でドゥンダールを告発した 2 件の事件は、（2015）年末時点でまだ続いていた。

（2015 年）9 月 7 日、約 150 名が独立系日刊紙、ヒュリエット（Hurriyet）のイスタンブール事務所を襲撃し、窓を壊し、建物に進入しようとした。この襲撃は当時の AKP 副党首、アブドゥラヒム・ボイヌカリン（Abdurrahim Boynukalin）の先導により、南東部で最近起こった暴動に関するエルドアン大統領の言明を取り上げたヒュリエット紙の記事への対応として発生した。2 日後、ボイヌカリンがヒュリエット紙のコラムニストを、具体的にアフメット・ハカン（Ahmet Hakan）を名指しして、殴打しなかったのは失敗であったと述べる様子を撮影したビデオが明るみに出た。ダブトグル首相はその後、ボイヌカリンのコメントを批判し、そして（2015 年）9 月 18 日、ボイヌカリンは（2015 年）11 月 1 日の国会議員選挙に向けた AKP 候補者名簿から除外された。（2015 年）12 月 17 日、ボイヌカリンは青年・スポーツ担

当副大臣に任命され、そして（2015 年）12 月 21 日、首相は AKP の青年補助会議の場で演説した際、AKP の若手筆頭としての彼の成功を称賛し、感謝の品を贈呈した。

政府当局者は国際ジャーナリストにも圧力を加えた。（2015 年）8 月 27 日、治安部隊は英国人ジャーナリスト、ジェイク・ハンラハン（Jake Hanrahan）とフィリップ・ペンドルベリー（Philip Pendlebury）を、イラク国籍の助手、モハメッド・イズマイル・ラゾール（Mohamed Ismail Rasool）と共に、ディヤルバクル県内での治安部隊と PKK の衝突の様子を撮影していたことを理由に拘留した。当局は（2015 年）9 月 6 日に英国人ジャーナリスト 2 名を国外追放し、イラク人の同僚は（2015）年末時点でまだ投獄されたままであった。

当局は時々、新聞社事務所の搜索を命じたり、新聞社を一時的に閉鎖したり、罰金を課したり、或いは言論規範違反を理由に新聞を押収することもあった。（2015 年）1 月 14 日、警察は日刊紙カムヒュリエット紙の印刷所に押し入り、議論的となったシャルリー・エブド（Charlie Hebdo）の漫画を掲載した版の配布を妨害した。当局はその後、当該版に漫画が掲載されていないと検察官が判断したことを受け、配布を許可した。それとは別に、ディヤルバクル県の或る裁判所が、その漫画を公表していた複数のウェブサイトのブロックを命じた。

当局により収監又は拘留されたジャーナリストの数は（2015）年後半に増加し、理由は総じて政府によるテロ対策作戦であった。（2015 年）9 月、司法省は、有罪判決を受けた 36 名と被拘留者 5 名が、報道関係者であると主張していたと報告した。同省は、（2015 年）10 月時点で、ジャーナリズム関連容疑で投獄されたジャーナリストはいないと主張し、またこれらの人々の犯罪はジャーナリズムと無関係で、むしろ殺人、器物損壊、又はテロ関連の罪状を含む、他の犯罪に関連していたと述べた。複数の人権団体の指摘によると、テロ関連の罪状は、微妙な争点、特に PKK によるテロ行為を調査していたジャーナリストを標的にするためによく使われる手段であった。PKK 又は KCK に関する報道を行ったジャーナリストは時々、テロ組織を促進するための犯罪で告訴されることもあった。

（2015 年）12 月 15 日、CPJ は、国内の刑務所に 14 名のジャーナリストが収監されているという報告書を公表し、これは 2014 年に記載された数の 2 倍であった。他の複数の NGO が、収監されたジャーナリストの数はもっと多いと指摘し、例として EU が（2015 年）6 月に公表した人数（30 名）や、トルコ・ジャーナリスト組合（Turkish Union of Journalists）が（2015 年）12 月に公表した人数（32）が挙げられる。CPJ の指摘によると、2014 年に釈放されたジャーナリストの多くが依然、告訴に直面し、また潜在的に再び収監される可能性もあり、この状況が、自己検閲を促す要因であった。（2015 年）12 月 22 日、司法省は、トルコ・ジャーナリスト組合が挙げたジャーナリスト 32 名のうち 4 名しか政府発行の記者認定証を所持しておらず、また 32 名のうち別の 4 名は既に刑務所から釈放されていたと述べた。

RTUK は、「社会における国家的価値と道徳的価値に反する」と判断した内容を放送した放送事業者に罰金を科すという慣行を続けていた。(2015 年) 6 月 7 日の選挙後における委員会構成変更により、RTUK は政治的独立性が高まった可能性もあるが、その構成は AKP が確固たる過半数に返り咲いた (2015 年) 11 月 1 日の議会構成を反映する形で、再び変わるようになる。

刑事上の告訴や逮捕とは別に、メディアは口頭での嫌がらせ、税務調査及び罰金、そしてテロ容疑捜査に直面した。(2015 年) 5 月 28 日、政府はヒュリエット、CNN トルコ支局 (CNN-Turk) 及び他の報道機関の所有者であるドガン・ホールディング (Dogan Holding) に対し、エルドアン大統領が所有者兼実業家のアイディン・ドガン (Aydin Dogan) を「クーデター愛好家」として非難した数日後に、国の入札への参加を禁じた。(2015 年) 6 月 2 日、当局はアイディン・ドガン及び他に数名の実業家について、1997 年に起こった「覚書によるクーデター」での役割を理由とする捜査を開始した。(2015 年) 9 月 15 日、検察はドガン・メディア・グループ (Dogan Media Group) について、テロ行為プロパガンダの嫌疑による捜査を開始した。この捜査は親政府派の群衆が同紙の事務所を襲撃し、PKK に共感しているとの理由で告発した事件の 6 日後に始まった。告訴は申し立てによると、同紙が写真に写っていた複数の死亡したトルコ軍兵士の顔を適切にぼかさなかったことと、後に PKK に加わった人々を取材したことにも関連していた。これら 3 つの報道機関は全て、(2015) 年末時点で政府を支持する編集路線を採用していた。

検閲又は内容の制限: 政府と政党指導者は時々、報道機関の直接検閲を行った。(2015) 年中、政府はメディアによる報道が制限された話題のリストに、(2015 年) 3 月 31 日の検察官キラズの死亡、MIT からシリアへの武器横流しスキャンダル、(2015 年) 7 月 20 日のスルクでのダーイッシュによる爆弾攻撃、そして (2015 年) 10 月 10 日のアンカラでの平和集会に対するダーイッシュによる爆弾攻撃をはじめ、複数の出来事を追加した。独立系メディアは総じてこれらの禁止を無視した。

親政府派メディアは時々、編集上の決定を調整していたと見られ、見出しが類似又は同一であることがあった。(2015 年) 6 月 5 日の HDP 集会の際に爆弾攻撃が発生して 5 名が死亡、400 名近くが負傷した事件後の最初の数分間、親政府派報道機関は集合的に、爆発は変圧器が原因であったと報じ、そして 1 時間近くにわたり、この事件を「テロップ」で取り上げただけであった。親政府派メディアがこの事件を爆弾攻撃として取り上げたのは、或る政府関係者がこの出来事は変圧器の爆発が原因ではないと発表した後のことであった。

選挙運動規則では特定の放送時間を野党にも割り当てていたが、(2015 年) 4 月、国営のトル

コ・ラジオ・テレビ局 (Turkiye Radyo ve Televizyon) (TRT) は最大野党の共和人民党 (Republican People's Party) が準備した選挙公報の放送を、「AKP 政権を厳しく標的にしている」との理由で拒否したが、最高選挙委員会 (Supreme Election Board) はその公報を他のチャンネルで放送することを許可した。TRT は選挙運動期間中、党派的放送を行ったとして批判された (第 3 節参照)。

複数のジャーナリストの報告によると、複数の報道機関が数名を、過剰に議論を呼ぶ、或いは政府に対して過剰に敵対的であるとの理由で解雇したが、それは他の事業上の利害関係を損ねてしまうという不安によるものであった。例えば、(2015 年) 8 月、ミリエツト (*Milliyet*) 紙のジャーナリスト 2 名が、報道こそしなかったものの、個人のツイッター・アカウント上で政府を批判した後、解雇された。

政府は、政府に批判的な報道機関を代表する一部のジャーナリストを公式記者会見や公式行事から締め出すという慣行を続けていた。ダウトグル首相が (2015 年) 7 月 25 日に「対テロ作戦」について議論するため記者会見を行った際、フェトフッラー・ギュレン系の新聞 3 紙、即ちザマン (*Zaman*)、タラフ (*Taraf*) 及びブギュンの編集者と、極左系日刊紙、ビルギュン (*Birgun*) の編集者は招かれなかった。同様に、これらの刊行物は (2015 年) 11 月にアンタルヤ (Antalya) で開かれた G20 サミット、或いはそれに先立つ様々な行事においても、(2015) 年中、認定証を交付されなかった。

(2015 年) 9 月 1 日、「検閲に対抗する団結」 (Solidarity against Censorship) という団体が、(2015 年) 7 月 24 日から 9 月 1 日にかけて、政府が 103 のウェブサイト、50 のウェブサイトで特定のコンテンツ、そして 23 のツイッター・アカウントをブロックし、また 21 名のジャーナリストに対し、合計 157.5 年の懲役を求刑する訴訟を開始したと報告した。この団体の報告によると、20 名のジャーナリスト (ミリエツト紙とヒュリエツト紙のスタッフを含む) が同時に失職した。この団体はさらに、同じ 5 週間の期間中に 10 名のジャーナリストが襲撃され、9 名は警察、1 名は正体不明の襲撃者による犯行であったと報告した。

名誉毀損法：観測筋の報告によると、政府当局者は名誉毀損関連法を使用して、政敵やジャーナリストが批判の声を上げることを阻止した。法律では、共和国大統領を侮辱した者は 4 年以下の懲役に処せられ得ると規定している。量刑は、犯行が公然と行われた場合は 6 分の 1、報道機関による犯行の場合は 3 分の 1、追加され得る。数百名が刑事告訴に直面し、多くは「トルコ人らしさの中傷」又は公共の指導者の侮辱を含め、複数の法律違反で告訴された。司法省によると、2014 年 8 月から (2015 年) 2 月 28 日にかけて、同省は 236 件の捜査要請を受け、105 件について続行を許可した。

(2015 年) アンカラの或る裁判所が、*ザマン日報 (Today's Zaman)* 編集長、ブレント・ケネス (Bulent Kenes) に対し、当人は名指しこそしなかったものの、エルドアン大統領を侮辱したツイッターでの投稿を理由に、執行猶予付きの懲役 21 か月を言い渡した。(2015 年) 8 月 6 日、ケネスは裁判官の面前に召喚され、この召喚ではツイッターでの或る投稿について検察官が、ケネスが使った「fools (馬鹿ども)」を単数形の「fool (馬鹿)」に改竄し、エルドアン大統領を指していると主張した。彼は (2015 年) 10 月 8 日、追加の侮辱罪で短期拘留された。(2015 年) 12 月 4 日、ケネスは「政府からの圧力」に言及しつつ、*ザマン日報* からの辞職を発表した。(2015 年) 12 月 11 日、テロ対策担当治安当局者がケネスを再び、彼が記事や言明においてエルドアン大統領を侮辱したという罪状で拘留した。

(2015 年) 4 月の BBC の報道によると、エルドアン大統領の就任以来 (首相としての 2003 年から)、63 名のジャーナリストが合計で 32 年の懲役と、380,000 リラ (128,000 ドル) の罰金を科せられた。

国家安全保障：テロ対策法と刑法が日常的に、国家安全保障を理由とする表現の自由の制限に使われた。(2015 年) 7 月 24 日、当時のブレント・アリンク副首相がクルド人支持派の新聞、*エブレンセル (Evrensel)* と *オズグル・ギュンデム (Ozgur Gundem)* を、「犯罪マシン」であるとして告発した。(2015 年) 7 月 25 日、スルクでダーイッシュによる爆弾攻撃が発生し、次いで政府対 PKK の対立が再開したほんの数日後、TIB がエブレンセル、オズグル・ギュンデム及び他に 100 の、大部分はクルド人支持派のニュース・サイトと情報サイトのブロックを命じ、裁判所も後にそれを是認した。極左系ニュース・サイトの Sendika.org や ETHA ニュース・エージェンシー (ETHA News Agency) もブロックされた。

政府は検察官キラズが (2015 年) 3 月 31 日に人質に取られ殺害された事件、MIT からシリアへの武器横流しスキャンダル、(2015 年) 7 月 20 日のスルクでのダーイッシュによる爆弾攻撃、そして (2015 年) 10 月 10 日のアンカラでの平和集会における爆弾攻撃を含め、期論を呼ぶ出来事や慎重を期すべき出来事について、国家安全保障の名目で、報道を阻止し続けた。

インターネットの自由

トルコ統計局 (Turkish Statistical Institute) によると、(2015 年) 8 月以降、国民のインターネット利用率は 56%であった。

政府はインターネット・アクセスに対する制限を維持した。インターネット法では、或るウェブサイトが以下に挙げる 8 つの犯罪のいずれかを働いているという疑惑が十分に在る場合、

そのウェブサイトが政府が禁止又は排除することを認めている：トルコ共和国創設者、ムスタファ・ケマル・アタトゥルク（Mustafa Kemal Atatürk）の侮辱；猥褻、売春又は賭博への関与；自殺、児童に対する性的虐待の助長；薬物乱用又は健康に対して危険な物質の提供。（2015）年中の改正により、ウェブサイトがブロック又はコンテンツ削除の対象となり得る理由として以下が追加された：生命に対する権利、生命と財産の安全保障の保護、国家安全保障と公共秩序の保護、犯罪実行防止、或いは公衆衛生の保護。TIB はインターネット・サービス・プロバイダー（ISP）に対し、4 時間前までの事前通知を以て、コンテンツの削除又はウェブサイトのブロックを要求する権限を付与されている。TIB は事案を 24 時間以内に裁判官に付託しなければならない、裁判官は 48 時間以内に当該事案に対する裁定を下さなければならない。指定期限内に個別のコンテンツを削除することが技術的に不可能な場合、ウェブサイト全体をブロックすることができる。ISP 管理者は、裁判所からの命令を遵守しない場合、6 か月乃至 2 年の懲役、或いは 50,000～500,000 リラ（18,000～180,000 ドル）の罰金に処せられる可能性がある。法律ではさらに、人々が或るウェブサイトにおいて自分の個人的権利を侵害されていると考える場合、攻撃的コンテンツの削除をサービス提供者に命ずるよう、TIB に要請することも認めている。（2015 年）4 月 15 日、或る包括的法律（他の法律及び規制の改正に関する法律）（Law on Amending Some Other Laws and Regulations）が発効し、これによりインターネット法 5651 が改正され、ウェブサイトのブロックを要請する裁量権が政府閣僚に付与され、また TIB における 24 時間以内の遵守と、それに続く 24 時間以内の裁判所命令が要件とされた。

政府の情報技術局（Information Technology Institution）の報告によると、攻撃的なインターネット・コンテンツに関する苦情が 150,924 件寄せられ、例として俗悪（56%）、児童の性的搾取（7%）、売春（28%）及びその他、賭博やアタトゥルクに対する侮辱などの犯罪が挙げられた。同局は（2015）年のデータを提供しておらず、また苦情のうちブロック命令に至った件数も説明しなかった。

当局はウェブサイトのブロックを目的に、テロ対策法や刑法の他の条項も使用した。

（2015 年）4 月 6 日、複数の ISP がユーチューブやツイッターへのアクセスを、検察官メフメット・キラズが DHKP/C のテロリストによって人質に取られた間、彼の画像を削除せよという裁判所命令が遵守されるまで、数時間にわたりブロックした。（2015 年）7 月 22 日、ツイッターが再び数時間にわたりブロックされ、これは裁判所が同社に対し、（2015 年）7 月 20 日のスルクでの爆弾攻撃に関連する材料を削除するよう命じた後のことであった。（2015 年）8 月からのツイッターの透明性報告書によると、（2015）年の前半、ツイッター・コンテンツ要請が 2014 年後半と比べ 26%増加した。トルコからツイッターへの裁判所命令によるコンテンツ削除要請が 408 件発生し、加えて 310 件の要請が政府機関、警察及びその他から、

裁判所命令がない状態で寄せられた。ツイッターは事例の 34%においてコンテンツを削除し、125 件においてツイッター・アカウントをブロックした。ツイッターは要請の 60%に対して法的異議申し立てを提起したが、受理されたのはわずか 5%であった。(2015 年) 12 月 11 日の報道によると、政府の通信担当当局はツイッターに対し、テロの称賛や暴力の扇動とされたコンテンツを削除しなかったことを理由に、150,000 リラ (51,000 ドル) の罰金を科した。

政府当局は時々、インターネット利用者記録にアクセスし、その目的は、「国家安全保障、公共秩序、健康及び良識の保護」、或いは犯罪防止であった。警察はそうした措置を取る前に、裁判官から、或いは緊急時には「最高行政当局」から許可を得なければならない。法律では、ウェブサイト停止命令を実施する責任を負う全てのインターネット・プロバイダーから成る ISP 組合も規定しており、この組合はコンテンツ・プロバイダーと調整を図ることとされている。TIB はコンテンツ・プロバイダーに対し、命令されたブロックに関する情報提供、或いはブロックが課せられた理由の説明を義務付けられてはいない。ツイッターやフェイスブックをはじめとするコンテンツ・プロバイダーは、トルコでの運営証明書を取得するよう要求された。

インターネットの自由を唱導する NGO であるエンゲリウェブ (Engelliweb) によると、(2015 年) 10 月 14 日時点で 24,104 のウェブサイトが (2015) 年中、新たにブロックされたことがあり、うち 23,023 件は TIB、898 件は裁判所命令、23 件は裁判所の判決待ちの検察官、そして 160 件はトルコ製薬・医療器具局 (Turkey Pharmaceutical and Medical Device Institution) からの要請であった。(2015 年) 12 月 2 日時点で、エンゲリウェブの報告によると、ウェブサイトのブロックが 106,198 件発生したが、因みに 2014 年は 58,635 件であった。

インターネット・アクセス・プロバイダーは TIB が承認したフィルタリング・ツールを配備及び使用するよう要求される。公式許可を取得せずに運営したプロバイダーは、行政上の罰金を科せられた。インターネット活動家や報道機関によると、国内のインターネット・カフェで 100 万を超えるウェブサイトがブロックされた。政府や大学の建物内ではインターネット制限がさらに強化された。

当局は侮辱罪やテロ対策に関連する法律を、トルコ人らしさ、トルコ国家又は国家指導者に対する侮辱又は脅威と見なされる言論を行ったインターネット利用者を訴追するために使用した。政府指導者は、大統領を含め、報告によると、インターネットの監視や、政府指導者に対する侮辱で告発された人々の告訴開始を担当する職員を雇っていた。

学問の自由と文化的行事

言論の自由に対する政府による制限が時々、学問の自由や文化的行事を制限した。一部の学識経験者や行事主催者によると、彼らの仕事が監視され、また政府の学術管理部門にとって許容できないテーマについて発言又は著述すると、雇用主から検閲を受けた。結果的に、一部の連絡担当者の報告によると、彼らは慎重を期すべきテーマに関して、学術的プログラムに容易に参加することができず、自己検閲を実践した。複数の人権団体や学生団体が引き続き、法律や高等教育委員会（Higher Education Board）の措置によって大学に課せられた、大学の職員配置、指導、研究方針及び実務における自治を制限する制約事項を批判した。

（2015 年）4 月 10 日、内務省は、学識経験者は調査又は実地作業を含め、トルコに居住するシリア人難民に関する研究を実施する場合、事前承認が必要であるという回覧状を發布した。

（2015 年）4 月 13 日、ユセル・アルトゥンバサク（Yucel Altunbasak）がトルコ科学技術研究評議会（Scientific and Technological Research Council）（TUBITAK）会長を辞任し、申し立てによると辞任理由は TUBITAK が「並列国家」において役割を果たしたことであった。250 名余りの TUBITAK 職員が 2013 年以降、政府が「並列国家」と見なしたメンバーの根絶を目指す取り組みを強化したことに伴い、解雇又は転任させられた。

芸術は依然、事実上の検閲や法律上の検閲を受けた。（2015 年）4 月 14 日、同月 4 日～19 日の日程で開催予定であったイスタンブール映画祭（Istanbul Film Festival）が多数の作品の上映と 2 つの主要な賞の選考、及び閉会式の中止を発表し、これは「北（Bakur）」と題した PKK に関する映画の上映を阻止するという文化省（Ministry of Culture）の決定に抗議して映画制作者が作品を引き揚げた後のことであった。映画祭主催者は同省から、その映画は公式登録証明書を取得していないという通知を受けていたが、これは 5 年前に、国内で制作される全ての映画について制度化された要件であったが、ほとんど執行されていなかった。2014 年のカンヌ映画祭でのパルム・ドール（Palme d'Or）受賞者を含め、100 余りの映画制作者が、検閲を申し立てる書状に署名した。複数の映画制作者がダブリスタンダードに不満を訴え、またトルコで制作された、さほど微妙でないテーマに関する映画の多くが、（2015）年中と以前の数年間、承認がなくても上映を許可されていたと指摘した。

b 平和的集会及び結社の自由

集会の自由

憲法では集会の自由を規定しているが、刑法では政府がその権利を制限する根拠をいくつか規定している。（2015 年）4 月 4 日に制定された包括的国内治安法では、兵器と解釈され得る物品を所持している抗議者に対する罰則を強化し、違法組織を連想させる象徴の使用（スロ

ーガンの詠唱を含む)を禁じ、そして抗議活動中に顔を隠すことを犯罪とした。法律では警察が放水銃に着色水を使用することを認めており、これは後で抗議者の特定や訴追に役立つ「標識」として使用され得る。法律ではさらに、警察が自分達又は公共の秩序に対する脅威である合理的に疑われる人々について、検察官の許可がなくても「保護的拘留」することも認めている。

政府は多数のデモを国家に対する治安上の脅威と見なし、群衆を統制するために多数の暴動鎮圧警察を配備し、その際、過剰な武力を行使することが多かった。政府は選択的に、集会を指定された場所又は日付、特にイスタンブールのタクシム広場 (Taksim Square) やアンカラのキジライ広場 (Kizilay Square) に制限し、また抗議者がそこに集まるのを防ぐためにバリケードを設置した。政府は一部のデモを、慎重を期すべき争点に触れる、或いは暴力を含む可能性があると思われる場合、即座に禁止しようとした。TNP の報告によると、(2015 年) 10 月 9 日にかけて、警察は抗議活動や違法デモへの参加を理由に 1,072 名を拘留し、126 名を逮捕した。治安部隊は日常的に、抗議者に対して過剰な武力で応答し、その結果、数十名が負傷、拘留、逮捕され、死者すら出た。TNP の報告によると、民間人 5 名、警察官 2 名、そして兵士 1 名が抗議活動中に殺害され、民間人 66 名、警察官 153 名、そして兵士 6 名が負傷した。政府は治安部隊によるこの強硬な対応を支持する姿勢を示した。

HRA によると、(2015 年) 7 月 21 日から 8 月 30 日にかけて、警察は 145 件の集会又はデモに介入した。HRA の報告によると、132 名 (児童 12 名を含む) がこの期間中、全国的に、治安部隊と PKK の武力衝突の激化に関連するデモの際に重傷を負った。

HRF によると、(2015 年) 11 月にかけて、203 名が負傷する事態に至った抗議活動やデモの際、治安部隊が 3,038 名を拘留し、少なくとも 201 名を逮捕した。複数の人権団体が依然、デモに対する警察の暴力的対応や、警察による催涙ガス使用に批判的であった。

2015 年版の EU 進捗報告書によると、2014 年と 2015 年において、抗議活動の際に 300 名近くの児童が拘留又は保護された。国内及び国際的な多数の人権団体が、表現及び集会の自由に対する政府による制限や、デモ参加者に対する治安部隊による懲罰的な形での過剰な武力行使を批判した。

3 年目を迎え、全国の都市居住者が自由に、Newroz と呼ばれるクルド人の新年休日を祝った。シュルナク、バットマン (Batman)、ムス (Mus) 及びディヤルバクルの各県で新年を祝う人々と警察との間で衝突が発生し、これらは全て、クルド人が圧倒的に多い南東部であった。シュルナクでの衝突の際、警察官 4 名と児童 1 名が負傷した。HRF の報告によると、新年祝賀の際に全国で 55 名が拘留され、10 名が負傷した。

(2015 年) 2 月 9 日、警察は、ゲジ公園での抗議活動の際に死亡した 15 歳の被害者、バーキン・エルバン (Berkin Elvan) の一周忌を記念して抗議者が新大統領宮殿へ向かって行進することを阻止した。極左系の人民戦線 (People's Front) メンバーから成る 50 名の集団がミニバス 2 台に分乗して、イスタンブールからアンカラへ移動した。アンカラのママク (Mamak) 地区で警察がこの集団を制止した際、デモ参加者はミニバスの車内に閉じ籠もり、搜索令状に抵抗した。警察は強引に車内に入り、催涙ガスを使用した後、車内で 50 名を拘留した。

HRA の報告によると、(2015 年) 5 月 1 日 (労働者の日)、政府は再び、伝統的な毎年恒例のデモを防ぐためタクシム広場を封鎖すると決めたイスタンブールで尋常でない治安措置を講じ、公共輸送システムの大半を封鎖した。2014 年同様、警察部隊はタクシム広場に至る道路を全て封鎖し、加圧水、ペPPERガス、及びプラスチック弾を、市内の別の場所に終日集まっていた群衆に向けて使用した。TNP の報告によると、当局は全国規模で、デモの際に 339 名を拘留し、うち 235 名がイスタンブールで拘留され、4 名が逮捕された。治安総局 (Directorate General for Security) は、全国で警察官 25 名を含む 50 名が負傷したと主張する声明書を発布した。「正義のための法学者団」 (Jurists for Justice) という団体によると、当日イスタンブールで 452 名が拘留され、そして拘留が恣意的に長期化され、弁護士には何ら通知がなかった。複数の人権団体の申し立てによると、(2015 年) 5 月 4 日、さらに複数の人々が逮捕され、(2015 年) 5 月 1 日関連のデモ参加者における逮捕者数は合計 20 名となった。NRA の報告によると、被拘留者は恣意的に長期間拘留され、HRA には拷問や非人間的取扱いの申し立てが多数寄せられた。

2013 年のゲジ公園での抗議活動の際に法律違反で告発された人々の捜査と裁判が、(2015) 年中ずっと続いた。司法省の報告によると、当局はゲジ公園での抗議参加者 5,020 名に対する訴訟 591 件を開始し、また (2015 年) 9 月時点で 301 件が完了した一方、273 件がまだ係争中であった。HRF の報告によると、(2015 年) 10 月時点で当局は全国で不安の扇動、国家当局者への抵抗、そして集会・デモ法 (Law on Meetings and Demonstrations) 違反を理由とする 115 件の様々な事件における抗議との関連で、6,146 名を告訴していた。HRF の報告によると、これら 115 件のうち 22 件が終結し、その結果、840 名が無罪、16 名が有罪となった。有罪の 16 名のうち、8 名が合計 6 年 1 か月の懲役を言い渡された一方、他の 8 名は合計 57,660 リラ (25,600 ドル) の罰金を科せられた。

刑事訴追対象者のうち、26 名はタクシム団結プラットフォーム (Taksim Solidarity Platform) という、建築家、エンジニア、医師、労働組合活動家などを含むメンバーを抱える 100 余りの団体の連合に所属していた。(2015 年) 4 月 29 日、或る裁判所が 26 名の被告を無罪とし、これらの被告は「犯罪組織の創設」や集会・デモ法違反を理由に、最長 15.5 年の懲役を言い

渡されていた。

(2015 年) 10 月 23 日、イスタンブールを拠点とするゲジ公園での抗議活動事件における被告 255 名のうち 244 名が、「モスク内での飲酒によるベズミ・アレム (Bezm-i Alem) モスクの汚染」や「環境破壊」を含む様々な罪状で有罪と認定された。量刑は懲役 2 年半から 14.5 年の範囲であった。4 名 (うち 2 名は負傷者への医療支援を提供していた医師) が「モスクの損傷」により有罪と認定され、懲役 10 か月を言い渡された。(2015 年) 11 月 2 日、カイセリ (Kayseri) を拠点とするゲジ公園での抗議活動の裁判における被告 161 名のうち 28 名が、「集会・デモ法違反」、「公務員に対する侮辱」及び「財産に対する損害の引き起こし」を含む様々な罪状により、5 か月乃至 12 か月の懲役を言い渡された。

(2015) 年中、ゲジ公園での抗議活動に関する裁判が少なくとも 2 件、始まった。1 件目はアンカラで始まり、87 名の被告が関係した。2 件目はイズミル (Izmir) で始まり、94 名の被告が関係し、初回聴聞は (2015 年) 9 月 21 日に行われた。当局はいずれの事件でも被告を集会・デモ法違反、公共財産の損傷、及び逮捕への抵抗といった様々な罪状で告訴した。

「無許可での医療サービス」提供を犯罪とする法律が、アンカラ医師会議所 (Ankara Medical Doctors' Chamber) に対する、ゲジ公園での抗議活動の際の医療支援提供に際し所属医師が果たした役割を理由とする訴訟に繋がった。(2015 年) 2 月 20 日、或る裁判所が告訴を棄却した。

(2015 年) 12 月 20 日、イスタンブールの或る裁判所が、ゲジ公園関連の、ベシクタシュ (Besiktas) というサッカー・チームのファンが結成したカルシ (Carsi) というグループのメンバーの裁判において、被告 35 名のうち 33 名を無罪とした。被告のうち 2 名は「禁止物品所持」で有罪と認定され、これにより被告は 2 年 6 か月の執行猶予付き懲役を言い渡された。カルシ・グループは 2013 年のイスタンブールのゲジ公園での抗議活動における、一大勢力であった。被告 35 名は 2014 年 9 月、抗議活動の際に「政府の転覆を狙ってアラブの春の幻想を生み出すべく武装組織を結成した」との理由で告訴されていた。彼らは終身刑を言い渡されていた。

結社の自由

法律では結社の自由を規定しているが、政府はこの権利に対する様々な制限を維持した。

法律の下、人々は結社を組織する場合、当局に事前通知する必要はないが、結社は国際組織と交流する場合、又は国外から財務支援を受ける場合は事前通知しなければならず、またそ

うした活動に関する詳細な文書を提出しなければならない。複数の結社代表者がこの要件について、自分達の活動に不当な負担を課すものであると述べた。LGBTI 団体や女性団体は特に、政府は日常的に細かい監査を行って事務管理上の負担を生じさせ、多額の罰金を仄めかして脅迫したと申し立てた。EU の進捗報告書によると、(2015) 年中、政府と市民社会との間の協力は向上したが、市民社会団体は時々、不当に制限され、また法律の制限的解釈に基づいて自分達の活動を阻止するための監査や法的試みに直面した。(2015 年) 4 月 1 日、マルディン・シリアク団結協会 (Mardin Syriac Unity Association) が、その名称における「団結」という言葉 (労働組合との関連でよく使われる) の使用のほか、指導体制に関しても、地元地区長から出された訴状に応じた裁判所命令によって廃止された。この団体は、公式には 2014 年に認定されており、(2015) 年末時点で判決の上訴を続けていた。

LGBTI 団体や女性団体は特に、政府が定期的に細かい監査を行って事務管理上の負担を生み出し、多額の罰金を仄めかして脅したと申し立てた。EU の進捗報告書によると、政府と市民社会との間の協力は (2015) 年中に向上したが、市民社会団体は時々、不当な制限を受け、また法律の制限的解釈に基づいて彼らの活動を阻止するための監査や法的な試みに直面した。(2015 年) 4 月 1 日、マルディン・シリアク団結協会 (Mardin Syriac Unity Association) は、名称における「団結」という言葉 (労働組合との関連でよく使われる) の使用のほか、指導体制についても、地元地区長から出された申し立てに従った裁判所命令によって廃業に追い込まれた。同協会は 2014 年に公式認定されており、(2015) 年末時点で判決を不服とする上訴を続けていた。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書 (International Religious Freedom Report)」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

憲法では国内移動、海外渡航、移住及び帰還の自由を規定しているが、政府は時々、これらの権利を制限した。政府は難民、帰還難民、第三国への再定住を待機中の亡命希望者 (「条件付き難民」という)、無国籍者、そして一時保護下のシリア人ゲストへの保護と支援の提供に際し、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 及び他の複数の人道支援機関と協力した。

トルコは依然、シリアからの難民のほか、イラク、アフガニスタン及び他の国々からの人々の流入の激増に見舞われていた。法律により、難民地位は欧州出身者にしか付与できない。

他の国々から来た人々は「条件付き難民」としての認定を申請できるが、シリア人は例外で、シリア人については法律で「一時保護」の地位を定めている。南東部での紛争再開も、国内避難民（IDP）が増加する結果をもたらした。

国内移動：憲法では裁判官に限り、かつ犯罪の捜査又は訴追に関連する場合に限り、市民の移動の自由を制限することができると規定している。

移動の自由は東部と南東部で問題であったが、これらの地域では2年間の停戦後に PKK と治安部隊との間での衝突が再開されたことにより、政府と PKK の党員及び支持者が道路を封鎖したり検問所を設けたりして、移動を一時的に制限する状況に繋がった。政府は特別治安地帯を設け、また PKK による攻撃への対応策として複数の県で外出禁止令を出した（第1節 g 項参照）。

条件付き難民や一時保護下のシリア人も、移動の自由を制限された。当局は「条件付き難民：を62都市に割り当て、彼らはそこで県内の行政区域を受け持つ地元当局から様々なサービスを受けた。これらの亡命希望者は、UNHCR 又は再定住国の代表者との面会を含め、割り当てられた都市以外の都市に移動したい場合、地元当局からの許可が必要であった。（2015年）9月15日の報道によると、一時保護下のシリア人が新たに、シリア人移民が自分の登録証に記載された県を出て移動することを禁ずる旨の内務省からの回覧状によって制限された。メディアによると、当局はバス会社に対し、身分証明書を確認せずに乗車券を移民に販売した場合、「人身売買者」として捜査される可能性がある」と警告した。移動を希望するシリア人は潜在的に、移民管理総局（DGMM）から許可を得られる可能性があった。

海外渡航：政府は一時保護下のシリア人の海外渡航を制限した。個別に例外が認められた場合に限り、シリア人は家族との再会、医療処置又は永住以外の目的でトルコを出国することができた。

UNHCR のプロセスを通じて第三国から再定住を許諾された難民は、出国前に出国許可を得る必要があった。UNHCR の報告によると、（2015年）9月末にかけて、5,900名が出国許可を受け、トルコを出発した。政府は（2015年）9月、2,794名の暫定難民が（2015）年中にトルコからの出国を許可されたと報告し、それとは別に1,757名の「条件付き難民」が第三国へ送られた。

国内避難民 (IDPs)

南東部での紛争再開により、推定100,000名乃至200,000名が避難民となった。内務省の報告

によると、治安部隊と PKK との間での 1984 年から 2000 年代初頭にかけての紛争期間中、386,360 名が避難民となり、うち 190,000 名が最終的に地元へ帰還した。

法律では、PKK によるもの、或いはテロ行為への対応策としての治安部隊によるものを含め、テロ行為が原因で多大な損失を被った人々が、政府の損害判定委員会に補償を申請することを認めている。内務省の報告によると、累計 34 億リラ（12 億ドル）が（2015 年）9 月にかけて申請者に支給された（うち約 3,500 万リラ（1,200 万ドル）は 2014 年中に支給された）。しかし、支払の遅れが続いた。1999 年以降、合計 1 億 8,100 万リラ（8,030 万ドル）が内務省の予算から、復興プロジェクトの影響を受けた県に配分されてきた。

難民の保護

（2015）年中、EU 及び欧州南東部の多数の国々が、中東、アフリカ及びアジアからの、前例のない移住の波に見舞われ、これらの移民は特に、亡命希望者／潜在的難民、経済的移民及び人身売買被害者が占める割合が高かった。簡略化のため、本報告書ではこれらの集団を、他に利用可能な情報が特になく限り、「移民及び亡命希望者」と称することにする。

庇護へのアクセス：法律では全国規模での亡命希望者に対する標準的な取扱いを規定し、保護制度も定めているが、1951 年国連難民条約において付与される権利を欧州からの難民に限定し、また条件付き難民については移動の制限を定めている。非欧州の亡命希望者はほとんどが法律の下では難民と見なされなかった一方、政府は他の亡命希望者については条件付き／従属的難民地位を維持しながら、シリア人には一時保護の地位を付与した。

欧州以外の出身者（一般的にイラク、イラン、アフガニスタン及びソマリアの出身者）は UNHCR が実施する地位判定プロセスを通じ、条件付き難民地位を申請するよう要求された。当局はルフルマンを防止するための保護を、全ての非欧州亡命希望者のうち、1951 年条約における難民の定義に該当し、UNHCR による地位判定を通じた判定に該当する人々に提供した。一時保護下の人々のほか、条件付き／従属的難民地位の人々も、トルコに一時居住することを許可された。

法律では外国人のトルコへの入国、国内滞在及びトルコからの出国、そして亡命希望者の保護に関する規制ガイドラインを規定している。法律では亡命を申請する場合の厳格な期限を定めておらず、亡命希望者には到着後、「合理的期間内に」申請するよう要求している程度である。法律では亡命希望者に対し、地位申請に際し有効な身分証明書の提示も要求していない。法律では条件付き難民と、「一時保護」下の外国人を区別している。

UNHCR は、(2015) 年中、必要書類のないイラク人及びシリア人の入国拒否に関する情報が様々な情報筋から寄せられたと報告した。シリアから来た少なくとも 7 名のシリア国民と 2 名のパレスチナ人が入国を拒否され、そして自発的帰国を選択する前にイスタンブール空港で数か月間拘留された。HRW の報告によると、有効な書類を持たないシリア人は手続に従って入国を拒否された。しかし、トルコは有効な書類を持たないシリア人であっても、緊急医療が必要な場合、又は人道上の災難が差し迫っている場合、国境を開き続けた。

UNHCR の報告によると、(2015 年) 9 月時点で、約 200,000 名のイラク人が国内に居住し、うち 115,832 名が UNHCR の難民地位判定プロセスを経て入国していた。加えて、(2015 年) 9 月時点で、71,256 名のアフガン人、22,621 名のイラン人、そして他の国籍の 15,064 名が、UNHCR による地位判定プロセスを経ていた。シリア人は、条件付き難民地位の資格要件を満たさない場合、代わりに一時保護の地位を認められた。政府の報告によると、(2015 年) 11 月 3 日時点で 2,181,293 名のシリア人が一時保護対象として登録されていた。政府の報告によると、(2015 年) 10 月 8 日時点で、257,278 名のシリア人と 15,177 名のイラク人が国営キャンプに居住していた。政府はさらに、(2015 年) 5 月 15 日時点で欧州出身難民が 5 名居たと報告した。

安全な出身国／通過：UNHCR は、亡命希望者が合法的にトルコに到着した場合は大抵、介入に成功したと報告した。さらに、拘留中の人々又は国際空港での亡命希望者についても、概して適切に亡命手続を踏まえることができたと報告した。

ルフールマン：UNHCR は、限定的な数のルフールマンの事例を報告した。(2015) 年中、当局は少なくとも 1 名のアフガン人を出身国に強制送還した。UNHCR は、イラク人やシリア人を含め、拘留された人々が自発的帰国を選択したという複数の報告を受けたが、全てが本当に自発的であったかどうかは不明であった。(2015 年) 8 月と 9 月、1,000 名のイラク人が非自発的にハタイ (Hatay) 県からイラクに戻り、これを在アンカラ・イラク大使館が手助けた。アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) (AI) の報告によると、80 名のシリア人難民が(2015 年) 11 月にルフールマンの扱いを受け、さらに別の 50 名が(2015 年) 9 月にエディルネ (Edirne) 市で平和的抗議活動に参加した後、強制送還された。AI の報告によると、別のシリア人 150 名から成る、ギリシャの或る島に到達しようと試みていたところをトルコ沿岸警備隊 (Turkish Coast Guard) に阻止された集団が、(2015 年) 9 月 17 日にオスマニエ (Osmaniye) 県内のキャンプに送致され、その際、ルフールマンを仄めかす脅迫を受けた。報告によると、同じキャンプで別の移民集団が、イラクへの帰還に合意した後、に限り、拘留から解放された。

UNHCR は時々、トルコへの不法入国を理由に治安部隊により拘留又は逮捕されていた潜在

的難民と面談する機会を得るのに苦勞した。しかし総体的に、UNHCR は、退去施設を含め、亡命希望者へのアクセスは改善されたと報告した。

難民に対する虐待：数十万名ものシリア人が、(2015) 年中にトルコの南部国境を越えた。越境時に数名が負傷又は殺害され、治安部隊による例も含まれた（第 1 節 a 項参照）。

HRA の申し立てによると、治安部隊が (2015 年) 3 月 7 日、イスタンブールの或る拘置施設で、ウズベキスタンからの亡命希望者 1 名を拘留し、拷問した。AI の申し立てによると、治安当局は拘留中の数名のシリア人に対し強制的に、自発的帰国書類に署名させた。

難民に対する搾取の申し立てが、違法な労働計画、住宅供給操作、そして密入国斡旋を含め、多数寄せられた。難民は合法的雇用には就くことができない状況により、賃金不払いや危険な労働条件を含め、雇用操作に見舞われやすい状況に置かれた。(2015 年) 9 月の CBS ニュースでは、シリア人児童を低賃金で雇い、長時間働かせていたイスタンブール市内の労働搾取工場を取り上げた。他の報道では、シリア人難民における強制売春や花嫁の身売りを取り上げた。(2015 年) 9 月 29 日、当局は国境の町、エディルネで、2 部屋しかない地下スラム住居で暮らしていた 24 名のシリア人を発見したと報告した。

UNHCR の報告によると、約 697 名の LGBTI である亡命希望者と条件付き難民がトルコで生活し、うち 82%がイランから来た人々であった。複数の人権団体の報告によると、これらの難民は LGBTI コミュニティに属する地位を理由に差別を受けた。

雇用：一時保護下のシリア人は働く権利がない一方、他の条件付き難民は、トルコに 6 か月居住していれば働くことができる。労働許可手続は雇用主の責任で、また負担が非常に重い。ため、難民を合法的に雇用しようとする雇用主はほとんどいなかった。結果的に、条件付き難民の大多数は合法的雇用の選択権がないままであった。

基本的サービスの利用：県の行政府は、地元 NGO と協力しつつ、管轄区域内の衛星都市に割り当てられた難民及び他の亡命希望者、並びに県内諸地区にいるシリア人の基本的ニーズの充足に責任を負う。基本的サービスは地元当局者による法律の解釈や、利用可能な資源に依存していた。県知事は亡命希望者や NGO との協力に際し、多大な裁量権を有し、また難民人口に対する地元当局者の対応に大幅な開きがあった。2014 年に一時保護規制が可決された後、一部の県当局は複数の NGO に対し、シリア人難民については公式に登録された者を除き、医療提供を止めるよう要求した。(2015) 年中、政府は登録されたシリア人についても医療の提供を公式に制限し、かつ各自が登録された県内に限定する旨のガイドラインを公表した。

(2015 年) 3 月時点で、国民教育省 (Ministry of National Education) の報告によると、キャンプ内のシリア人児童の 93%、またキャンプ外の児童の 26%が学校に通っていた。(2015 年) 8 月、国連児童基金 (UNICEF) の報告でも、キャンプ外での就学率を 26%と推定した。

恒久的解決策：法律では条件付き難民について国内での恒久的解決策を規定していないが、外国に再定住するまで滞在することを認めている。政府は、該当する場合、難民の安全で自発的な母国への帰還を支援した。

一時的保護：政府は、法律における欧州出身者限定を背景に、難民としての資格要件を満たさないシリア人難民の到来への対応策として、一時保護地位体制を法制化した。当局は亡命希望者に対し、国内での一時的滞在を合法化するため、DGMM への登録を要求した。

政府は 2011 年以降、トルコへ逃げてきた全てのシリア人について、門戸開放政策を公言したが、治安上の懸念がこの政策に影響を及ぼした。概して、当局は緊急事態の場合は入国を許可する可能性が高かった。当局は避難先を求めるシリア人を受け入れ続けたが、合法的入国の選択肢が制限されたため、多数の人々が危険な違法越境のリスクを負った。前述の通り、トルコは有効な書類を持たないシリア人であっても、緊急医療が必要な場合、又は人道上の災難が差し迫っている場合、国境を開き続けた。

パスポートを所持して公式にトルコへ入国したシリア人は、政府に登録した上で、1 年間の居住許可を得ることができた。UNHCR の推定によると、トルコにおけるシリア人人口のうち、居住資格を有するのはわずか 4%であった。シリア人は全員、政府に登録するよう要求された。一部のシリア人が、登録及び登録後の支援の可能性に関する情報が入手困難であると不満を訴えた。(2015 年) 9 月末時点で、トルコは 200 万名余りのシリア国民に一時保護地位と支援を提供し、うち約 270,000 名がシリア国境沿いのキャンプで暮らしていた。トルコでの未登録シリア人に関する推定には変動があったが、専門家は大部分が登録されていると考えていた。政府に登録済みのシリア人は身分証明書を受け取ることができ、これにより彼らは無償医療を含め、行政区域を通じて支援を受ける資格を与えられた。キャンプ居住者は避難所、教育及び食料補助を含め、他よりも大幅に多くの支援を提供された。またキャンプ居住者は概して、キャンプへの出入りも自由であった。彼らは概してキャンプ管理者に報告するよう要求され、不在が 15 日間を超えると居場所を失う危険性があった。

無国籍者

UNHCR によると、2014 年 12 月時点で UNHCR の無国籍者付託事項に該当する人々が 780

名いた。政府は条件付き難民及び一時保護下のシリア人の子として産まれた新生児には必要書類を提供するが、無国籍者は依然、トルコの市民権も両親の母国からの必要書類も受け取ることができない児童に対する懸念が高まる一方であった。DGMMによると、(2015)年の最初の9か月間、シリア人の母親の子として64,540名の新生児がトルコで産まれた。

第3節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法及び法律では市民に、普遍的かつ平等な参政権に基づく自由かつ公正な選挙において、自分達の政府を選ぶ能力を与えており、市民はこの能力を行使した。政府は一部の野党や指導者の活動を、地方の党幹部の拘留を含め、様々な措置を通じて制限し、最も一般的に影響を受けたのはHDP系列の人々であった。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙: 欧州安全保障協力機構 (Organization for Security and Cooperation in Europe) (OSCE) によると一様でない選挙運動の場が問題となった、(2015年)6月7日の議会選挙より前は、候補者が自由に選挙運動を展開することができた。OSCEは選挙後の報告書の中で、この選挙は選挙運動期間中及び投票日における市民の積極的な高い参加率(86%)が特徴であったと述べた。同報告書では議会における政治的代表の10%という閾値を批判し、また指摘によると、与党に批判的な報道関係者やジャーナリストが選挙運動期間中、圧力や制限を受けた。OSCEの報告書では、大統領に政治的中立を求める憲法上の要求事項に反する、選挙運動におけるエルドアン大統領の積極的役割を巡る懸念も表明した。観察されたテレビ局5局のうち3局が、OSCEによると、著しく与党寄りの姿勢を示した。(2015年)11月1日の選挙後の報告書の中で、OSCEは、他にも争点が多数あった中で特に、報道に対する制限や、候補者が自由に選挙運動を行う能力を制限した選挙運動環境について、懸念を表明した。

(2015年)6月のトルコのメディア監視委員会の報告によると、選挙運動期間中に国営テレビ放送事業者であるTRTがAKPを54.5時間、エルドアン大統領を45時間取り上げたのに比べ、最大野党の共和人民党(CHP)は14時間、民族主義者行動党(Nationalist Movement Party)(MHP)は7.5時間、そしてクルド人支持派のHDPは3時間であった。(2015年)11月1日の選挙に向けた選挙運動も同様に、不釣り合いなAKP関連報道が特徴であった。

(2015年)6月と11月の選挙運動ではいずれも、政党事務所、集会及び参加者に対する攻撃が多数発生し、負傷者や死亡者が出た事件も含まれた。HRAの申し立てによると、政党の財産や党員を狙った攻撃が(2015年)6月7日の選挙運動期間中に多数発生し、(2015年)3

月 23 日から 6 月 3 日にかけて政党の事務所や車両、候補者、集会及び幹部に対する攻撃が 187 件発生した。これらの攻撃は不釣り合いに、HDP の財産や党員を狙った例が多く、HDP の利害関係者に対する攻撃が 168 件、与党 AKP に対する攻撃が 12 件、最大野党 CHP に対する攻撃が 5 件、そして MHP に対する攻撃が 2 件であった。HRA の主張によると、そうした攻撃の際に 97 名が負傷した。警察は 10 名を逮捕し、1 名を拘留した。HRA の申し立てによると、選挙運動期間中、警察は 183 名を逮捕し、8 名を拘留したが、この集団に含まれた HDP 党員 32 名が、警察から拷問又は非人間的な扱いを受けたと主張した。

(2015 年) 6 月 5 日、2 度の爆弾攻撃がディヤルバクルでの HDP 集会を襲い、5 名が殺害され、負傷者は 100 名を超えた。当局はこれらの攻撃をダーイッシュの犯行とした。警察は容疑者 1 名を逮捕した。

(2015 年) 9 月 8 日、治安部隊と PKK との間での暴力が激化する中、少なくとも 7 都市で暴徒と化した抗議者が HDP 事務所を襲撃し、一部の都市では同党のアンカラ本部の一部を含め、事務所を焼いた。抗議者は HDP を PKK による暴力と結び付けた。HDP の報告によると、党の財産が、(2015 年) 9 月初旬の数日間で 400 回余り攻撃された。

法律では、政党が議会に参入するには全国の有効票のうち 10%以上を獲得することを要件としており、これについて多数の政党や人権団体が過剰に高いとして批判した。(2015 年) 6 月 7 日の総選挙で争った 20 党のうち、この基準を超えたのは 4 党で、HDP が党史上初めて議会入りを果たし、クルド人の権利を結党原則として掲げた政党が当選基準を超えた。無所属として活動した候補者はこの基準を迂回することができたが、無所属は誰も当選しなかった。(2015 年) 11 月 1 日の選挙も、同じ 4 党が 10%の基準を超える結果となった。無所属の当選者はいなかった。

(2015 年) 11 月 1 日の議会選挙までの数か月間、警察は全国にまたがってかなりの数の、選挙準備に関わった HDP 幹部を、多くはテロ行為関連容疑で拘留し、場合によっては逮捕した。複数の HDP 代表者がこの措置を、HDP が 10%の当選基準を満たすことを防ぐための AKP による試みと解釈した。

政党及び政治的な参加：政党及び候補者は自由に、立候補を宣言し、選挙運動を展開することができたが、上訴裁判所の主任検察官は政党が違憲活動を行った場合、憲法裁判所で訴訟を起こすことにより、廃党を求めることができる。(2015 年) 3 月 2 日、政府は政党の政治運動に対する国の財務支援基準を得票率 7%から 3%に引き下げ、より小規模な政党でも国から資金提供を受けられる可能性が高まった。

(2015 年) 6 月 7 日の議会選挙に向けた選挙運動期間中、観測筋はエルドアン大統領を、政治的中立を保つよう大統領に求める憲法上の要求事項に違反しているとして批判した。複数の野党が最高選挙委員会に、大統領の行為に対する抗議を申請した。同委員会は、管轄権がないことを引き合いに、請願を棄却した。HDP はその後、憲法裁判所に請願したが、(2015 年) 10 月時点で聴聞はまだ行われていなかった。批判筋は (2015 年) 11 月 1 日の選挙前の選挙運動期間中におけるエルドアン大統領による野党批判について、同様の懸念を表明した。

女性及びマイノリティーの参加 : (2015 年) 6 月 7 日の選挙は、女性と少数派の代議士がトルコの歴史上最多という結果であった。550 議席の議会に、98 名の女性が選出された。少数民族や宗教的少数派も多数、初のロマ族議員となったオズカン・プルク (Ozcan Purcu) を含め、(2015 年) 6 月 7 日に議会での代表者を得た。(2015 年) 11 月 1 日の選挙結果では、女性議員数が 81 名に減ったが、それでもなお、以前 (79 名) より多かった。(2015 年) 11 月 24 日に指名された 26 名の内閣は、女性 2 名が呼び物であった。

とは言え、政治と司法の世界における女性の数は依然、非常に少ない。家庭・社会政策省 (Ministry of Family and Social Policies) の報告によると、県知事 2 名 (クルクラレリ (Kirkklareli) 県とシノップ (Sinop) 県)、知事代行 17 名、そして副知事 12 名が女性であった。

多数の女性団体が (2015 年) 2 月、女性に対する暴力に関する調査を実施すべく議会内で結成された或る委員会の初会合に招かれなかったと報告した。約 60 の女性団体が、モル・カティ (Mor Cati) (女性避難所財団)、イスタンブール・フェミニスト共同体 (Istanbul Feminist Collective)、国際大学女性財団 (International Foundation of University Women)、そしてフライング・ブルーム (Flying Broom) など著名な団体を含め、報告によると、同委員会への参加を招聘されず、それどころか同委員会は与党の指導下で結成された女性団体には露骨に参加を認めた。

第 4 節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律では当局者の汚職に対する刑事罰を規定しているが、政府は法律を効果的に実施せず、一部の当局者は汚職慣行に関与しても刑事責任を免れた。EU 進捗報告書での指摘によると、トルコは汚職関連事件における国会議員や上級公務員の免責の制限、或いは免責適用除外の客観的基準の策定において、進歩がなかった。

汚職 : 汚職で告発された人々の捜査、起訴及び有罪宣告について確立されたパターン又は仕組みがなく、また反汚職訴訟の取扱いにおける司法機関の公平性に対する懸念もあった。

当時のエルドアン首相、彼の子ども及び身近な政治顧問や仕事仲間が関与したとされる、或る重大汚職スキャンダルが 2014 年、複数の政府当局者を相手取った訴訟を続行しないと検察が決定した後、下火になった。このスキャンダルは当初、2013 年に発覚し、そして 2014 年の 2 月と 3 月に通信傍受による記録とされる数十件の情報漏洩によって煽られた。2014 年末までに、汚職取引で告発された政府当局者に対して始まった訴訟のほとんどが終結していた。(2015) 年中、検察は逆に、当初の捜査を指揮していた検察官 4 名と裁判官 1 名を起訴した。

(2015 年) 6 月 16 日、アンカラ第 5 平和刑事裁判所は、CHP 指導者のケマル・キリクダログル (Kemal Kilicdaroglu) に対する、エルドアン大統領が息子のビラル (Biral) に大量の現金を処分するよう命じた状況を示す目的であったとされる録音を開示した罪に関する略式起訴を提起する意向であると発表した。元来の録音は 2014 年初頭にインターネット上に匿名で公表され、これはエルドアン家と他の AKP 幹部及び彼らの取引相手を、事業や政治的慣行における腐敗と結び付ける汚職疑惑に関連していた。

キリクダログルは録音を、2014 年 2 月の CHP 集会の際に再生した。これは検察局が追求しないことを当時決めた、2014 年にエルドアン大統領が提起した或る訴訟を踏まえ、これらの罪状でのキリクダログルの訴追を目指した 2 度目の試みであった。

トルコ国際透明性協会 (International Transparency Association of Turkey) (ITA) の申し立てによると、与党 AKP は公的資金を (2015 年) 6 月 7 日の選挙中、不適切に使用した。ITA は最高選挙委員会に訴状を提出したが、全く応答がなかった。ITA はさらに、2013 年の汚職スキャンダル関連容疑との関連での、政府当局者の訴追を続行しないという決定が刑事免責の状況を生み出し、汚職との闘いに悪影響を及ぼしたと指摘した。

ITA はさらに、2014 年のトルコにおける汚職認知指数が 5 ポイント下がったことも報告した。ITA によると、(2015 年) 4 月に実施された調査の結果、一般市民は政府が汚職との闘いに失敗したと考えていることが分かった。

資産公開：法律では一定レベルの政府高官に対し、物理的財産を含む全面的資産公開を 5 年おきに行うよう要求している。当局者は概してこの要求を遵守していた。首相直属監察委員会は、汚職捜査委員会 (Corruption Investigations Committee) に助言を与え、重大汚職事件の捜査を担当する。国の機関はほぼ全て、内部汚職の捜査を担当する独自の監察官団を有している。議会は閣僚又は首相に関する汚職嫌疑を検証する調査委員会を創設することができるが、その仕組みは非効果的であった。多数派はそうした事件を裁判所に送致してさらなる措置を求めるよう、議決することができる。監督に関して市民社会との調整は図られていなか

った。

情報の一般公開：法律では政府情報の一般公開を規定しているが、政府は時々、国家安全保障を理由に申請を棄却することがあった。法律では国家機密に関する情報のほか、個人のプライバシーや知的財産に関する情報についても、アクセスを制限している。法律では政府機関に対し、請求された情報を、請求量に応じて 15 営業日以内又は 30 営業日以内に提供するように要求している。政府がもっと長い期間を要する場合、申請者は 15 営業日以内に延長とその論拠を通知されなければならない。処理手数料は、観測筋によると合理的金額であるが、情報を電子メール経由で取得及び提供可能な場合は免除される。当局者及び他の公務員は、法律を過失により、無謀に、又は意図的に阻害した場合、懲罰措置の対象となる。

情報請求の否認は、上訴対象となる。公式通知から 15 日以内に、情報請求を棄却された申請者は、情報公開審査委員会 (Board of Review of Access to Information) に上訴することができ、その後、同委員会は決定を下すまで 30 日間の猶予を与えられる。同委員会の決定に従って、人々は行政法廷での司法審査を求める上訴を行うこともできる。

第5節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

複数の国内及び国際的な人権団体が、国内全域で活動していた。一部は内務省での法人としての登録に苦労した。他にも、特に南東部で、自分達の活動に関する政府からの妨害や制限的法律に直面した団体もあった。トルコを拠点とし、シリア関連の計画立案に関わった国際 NGO やシリアの NGO が、職員の居住許可取得が困難であったと報告し、また書類要件が不明瞭であると不満を訴えた。複数の人権団体の報告によると、政府は時々、彼らからの面会要請への対応が鈍かったり、あるいは彼らからのインプットを政策情報に盛り込まないこともあった。複数の人権団体や監視団のほか、人権侵害の文書化に関わった弁護士や医師も時々、拘留、訴追、威嚇、嫌がらせ、そして廃業命令を受けた例があった。複数の人権団体の報告によると、公式な人権機構は一貫性のある形で機能しておらず、また重大な違反への対処を怠っていた。弁護士が時々、抗議者の代理として介入しようとした際、拘留された例もあった。

(2015 年) 9 月 30 日、警察は HRA のシイルト (Siirt) 県支部や他の複数の NGO の事務所及び家宅の捜索を行った。警察は HRA 幹部 3 名を拘留、またジャーナリストやクルド人政党の民主地域党 (Democratic Regions Party) の党员を含む 10 名を逮捕した。当局は HRA 幹部をテロ対策法の下で告訴した。HRA は、警察には書籍、報告書及び他の文書、そして HRA の所有物であるコンピューターを押収するための十分な令状と権限がなかった、と強く主張

した。HRA のシイルト県支部は過去にテロ活動家と繋がっていたことがあり、元幹部のアブドゥラ・グルゲン（Abdullah Gungen）がテロ組織所属により 2014 年に 8 年余りの懲役を言い渡されていた。

（2015 年）3 月 10 日、警察による過剰な武力行使の文書化や監視を行っていたバラン・トゥルスン財団（Baran Tursun Foundation）（別名バランサフ（Baransav））が、警察の暴力に関する報告書を公表した 1 週間後、イズミルの或る裁判所から閉鎖要求通告を受けた。報告によると、TNP がバランサフの閉鎖を要請し、その際、同報告書は警察と警察の職務に対する侮辱であると主張した。同財団は裁定に対して合法的に意義を申し立て、これは（2015）年末時点で係争中であった。

政府は人権に関する或る書籍を作成したと指摘し、これは 2016 年にジャンダルマ訓練カリキュラムの一環となる予定であった。政府はさらに、5,000 名のジャンダルマが人権問題やテロ対策問題に関する訓練を受け、また 31 箇所の拘置施設が手続上の遵守状況について監察を受けたと述べた。TNP の報告によると、5,588 名の要員が（2015）年中に 1 時間の人権訓練を受け、また 1,733 名の要員がもっと長い、テロ対策及び人権に関する、拘留、逮捕及び抗弁戦術を対象とした研修を受けていた。

政府の人権団体：国家人権局（NHRI）は首相直属機関であり、人権の保護と促進を目的に、政府内で自律的に行動する。（2015）年中、NHRI はアフガン人亡命希望者、ルトフッラー・タシク（Lutfullah Tacik）の不審死及びバン県の帰還センターにおける状況、アンタルヤの刑務所状況、そしてアンカラ病院での状況に関する複数の報告書を公表した。批判筋の指摘によると、NHRI の予算は首相府から拠出されるため、独立的に行動する能力が制限されてしまっている。

オンブズマン局は議会の管轄下で活動するが、政府の慣行や措置、特に人権問題や要員問題について、市民が捜査や調査を要請したり、提言を出したりするための、独立的な苦情処理機構として活動する。オンブズマン局の（2015）年中の予算は 1,500 万リラ（500 万ドル）で、うち 85%が制度的経費であった。（2015 年）8 月時点で、同局は公務員関連の人権侵害、政府による訓練、そして労働問題や社会保障問題に関する苦情の申し立てを 4,378 件受けた。2014 年に同局は 119 件の勧告を出し、うち 38%を様々な国家機関が実施した。（2015 年）8 月時点で、同局は 55 件の勧告と 15 件の部分的勧告を出し、74 件の申請を棄却した。同局は 1,350 件の申請を許容不可と裁定した。EU 進捗報告書の指摘によると、同局は定員を増やし、同局の勧告の実施率が以前より高くなった。

司法省人権部（Human Rights Department）は同省で唯一、人権問題に対する権限を有する。

議会の人権調査委員会（HRIC）は国家的監視機構として機能していた。委員会メンバーは拘留施設や刑務所の現場監察を実施し、また複数の NGO との対話を維持した。HRIC は措置に関する関連政府部署に報告書を提供した。（2015 年）6 月 6 日にかけて、HRIC は司法プロセス、刑務所の状況、国家当局者の慣行、社会保障問題、財務支援要請、そして兵士、労働者及び障害者の権利に関連する人権侵害の苦情の申し立てを 517 件受けた。こうした苦情の 60%近くが、刑務所の常用、非人間的な取扱い、そして囚人の移送要請及び治療要請に焦点を当てていた。苦情の 31%近くが司法プロセスに関連していた。HRIC の予算は議会の一般予算に組み込まれていた。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

法律では人種、性別、障害、言語又は社会的地位に基づく差別を禁じているが、政府はこれらの禁止規定を効果的に執行しなかった。政府当局者は抗議者など反対集団、女性、クルド人、アレヴィ、LGBTI 者及び他の弱者集団に対して差別的な言葉を使った。憲法では男女平等の推進するための措置のほか、児童、高齢者、障害者、寡婦及び退役軍人に憲法上の差別禁止に違反することなく便益を与えるための措置も認めている。複数の市民社会団体の主張によると、法律における、憎悪に起因する差別や暴力の処罰の根拠が依然、過剰に限定的で、また差別又は憎悪が原因で発生し得る重大犯罪が除外されており、特に、女性、障害者、LGBTI 者、ロマ族及び他の少数民族を含む、最も脆弱な集団の保護が欠落していた。

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：法律では女性に対する暴力を禁じているが、複数の人権団体の主張によると、政府はそれを効果的に執行していない。法律では強姦や配偶者強姦を含む性的暴行を禁じ、性的侵害未遂については 2 年乃至 10 年の懲役、強姦又は性的侵害の実行については 12 年以上の懲役を罰則としている。政府はこれらの法律を効果的に又は十分に執行しない、或いは被害者を保護せず、被害者は狼狽又は報復の不安から、数日又は数週間待って事件を報告することが多いため、襲撃者の効果的な訴追の妨げとなっている。女性に対する暴力に関する政府統計は不完全で、また複数の人権団体が、公式統計が包括的である、或いは問題の大きさを捉えているという確信をほとんど持っていなかった。一部の事例における家庭内虐待の社会的容認が、過少報告の原因でもあった。

法律では全ての女性を、婚姻状態に関係なく対象とし、また警察と地元当局が暴力被害者又は暴力のリスクを負う人々に、様々なレベルの保護と支援サービスを提供する旨、規定している。法律ではさらに、避難所や一時的財務支援など被害者向けのサービスを政府に要求し、

また実行犯に制裁措置を課すための家庭裁判所を規定している。

法律では、経済的、精神的、法的及び社会的な支援を提供するための、暴力防止センターや監視センターの設置を規定している。2015 年 12 月時点で、家庭・社会政策省（MOFSP）の報告によると、女性用避難所が 135 箇所あり、これらを政府（100）、又は市民社会（4）及び地元行政機関（31）が運営し、また 40 箇所の収容施設（SONIM）を同省が運営していた。避難所は少なくとも収容定員 3,375 名であった。MOFSP の報告によると、(2015) 年の最初の 4 か月間で地方自治体の避難所が女性 804 名と児童 494 名にサービスを提供していた。パープル・ルーフ（Purple Roof）（女性避難所財団）の申し立てによると、SONIM や避難所は数が足りず、提供されるサービスの質も不十分であった。パープル・ルーフの申し立てによると、複数の SONIM における方針が、実際にはサービスを受けるはずの被害者を、例えば侵襲的搜索、携帯電話の没収、出入り時間帯の制限などを通じて傷付けていた。避難所への付託は全て、SONIM 経由で進められなければならないことから、これが少ない予算と限られた定員に苦しむ地方自治体における、性別に基づく暴力の被害者に奉仕するための努力に悪影響を及ぼした。

規制では、人口 100,000 人につき 1 箇所の国営女性避難所を要求している。不遵守の場合の制裁措置は定められていなかった。観測筋の指摘によると、人口 100,000 人を超える多数の都市において、避難所が足りないか、或いは全くなかった。例えば、人口 200 万人の都市であるアダナ（Adana）には避難所が 3 箇所しかなかった。

政府は全国規模でドメスティック・バイオレンス・ホットラインを運営したが、複数の女性権利 NGO が政府を、女性に対する暴力からもっと広範な争点へと焦点を移したとして批判し、これはホットラインの名称が「家庭、女性、児童、障害者、そして殉職者及び退役軍人のいる家庭」のためのホットラインに変わったことから明らかであった。家庭・社会政策省の報告によると、(2015 年) 1 月 1 日から 12 月 21 日にかけて、ホットラインに 13,882 件の問い合わせがあった。複数の NGO が、問い合わせの際に提供されるサービスの質がドメスティック・バイオレンス被害者にとって不十分であると報告した。

(2015 年)4 月、アンカラ弁護士協会会長が報道発表の中で、同協会のポピー・センター（Poppy Center）、即ちドメスティック・バイオレンス被害女性に法的支援を提供する施設が 2011 年以降、25,000 件近くの要請の中から約 3,000 名の女性と児童を支援してきたと述べた。同弁護士協会は 2,500 件余りの事件で弁護士を任命し、約 500 名の女性が避難所に付託され、精神的支援を受けた。同協会会長は 2014 年に、ドメスティック・バイオレンス被害者のうち、実際に制度的支援を申請したのはわずか 10%であると推定した。

女性に対する暴力は、配偶者虐待も含め、農村部と都市部の双方で依然として蔓延する深刻な問題であった。配偶者強姦は刑事犯罪であり、法律では暴行、不法監禁又は脅迫などの犯罪に対する刑事罰も定めている。こうした措置をよそに、女性に対する殺害及び他の暴力形態の件数は依然として多かった。

裁判所は通常、被害者を保護するための拘束命令を出したが、複数の人権団体の報告によると、警察がそれらを効果的に執行することは希であった。複数の女性団体が、政府のカウンセラーが時々、女性に対し、家庭の崩壊よりむしろ、自分でリスクを負って虐待的結婚に留まることを勧めることもあったと非難した。(2015年)5月5日、ストップ・ウィメン・マーダーズ・ナウ・プラットフォーム(Stop Women Murders Now Platform)という国内NGOが、女性殺害事件の27%において、離婚を求めた妻が関係していたと報告した。

複数のNGOの推定によると、(2015)年中、ドメスティック・バイオレンスによって400名の女性が殺害された。NGO団体は、これらの数はおそらく、過少報告を背景に実際の件数より少ないと主張した。

ハセッテペ(Hacettepe)大学が(2015年)1月に公表した研究では、平均で女性の35%が生涯の中で少なくとも1回、身体的暴力を経験した一方、12%が性的暴力を経験したことが分かった。

(2015年)2月11日、オズゲカン・アスラン(Ozgecan Aslan)という、メルシン(Mersin)県在住の20歳の大学生が、民営バス運転手1名から強姦されそうになり、抵抗した際、刺されて死亡した。彼女を殺害した後、バス運転手は彼女の両手を切断して指紋が分からないようにし、そして自分の父親と友人1名の助けを借りて遺体を焼いた。彼女の遺体は(2015年)2月13日に発見され、(2015年)2月16日の彼女の葬儀の参列者は5,000名を超えた。(2015年)2月14日から23日にかけて数十都市で、アスランへの支援を示し、彼女の殺害犯と共犯者を非難するためのデモが行われた。告発された殺人犯、アフメット・スフィ・アルティンドケン(Ahmet Suphi Altindoken)の訴訟の第1回聴聞が(2015年)6月12日、メルシン県で行われた。アルティンドケン(Altindoken)は殺人と強姦未遂で告訴された一方、彼の父親と友人は共犯者として告訴された。(2015年)12月3日、アフメット・スフィ・アルティンドケン、父親のネクメッティン・アルティンドケン(Necmettin Altindoken)、そして友人のファティフ・ゴクセ(Fatih Gokce)は有罪と認定され、加重終身刑を言い渡された。

裁判所は女性に対する暴力を働いて有罪と未認定された男性の量刑を、裁判中の良い振舞い、或いは犯罪の情状酌量的状況としての女性による「挑発」を引き合いに、減刑することが多かった。例えば、(2015年)2月17日、I・Kは2011年に日本人観光客1名を強姦した罪で

言い渡された量刑を、「法廷における礼儀正しい姿勢」を理由に 20 か月軽減された。

ジャンダルマの報告によると、児童・女性担当部門及び公共秩序担当部門に勤務する 100 名余りの職員が、家庭内虐待又は性別に基づく暴力に関連する研修を受けた。加えて、1,050 名のジャンダルマ幹部が研修中にこのテーマに関する課程を受講した。家庭・社会政策省の報告によると、警察官 71,000 名、兵士 169,598 名、そして宗教聖職者 47,566 名が、ドメスティック・バイオレンス及び名誉殺人に関する研修を受けた。同省は研修実施時期は明らかにしなかった。

他の有害な伝統的習慣：所謂女性の名誉殺人が依然として問題であった。名誉殺人は大抵、南東部の農村の保守的家庭、或いは南東部出身の大都市在住移民の家庭で起こった。名誉殺人で有罪判決を受けた者は終身刑に処せられ得るが、複数の NGO の報告によると、実際の量刑は様々な減刑要素を背景に軽減されることが多かった。法律では裁判官が量刑を決める際、被害者の「不作法」によって引き起こされた怒り又は激情を考慮に入れることを認めている。法律では名誉殺人について苛酷な刑罰を規定していることから、家族は時々、家族の評判を守る目的で少女に自殺するよう圧力を掛けることもあった。政府は名誉殺人に関する統計を報告しておらず、また複数の女性擁護者が、この不履行が問題の要素であると申し立てた。地元の代議士や人権代表者の指摘によると、社会は家族から殺害された女性を無視し、それはある種の「名誉」侵害が関係したという想定が根底にあり、おそらくそれが殺人の正当化事由であったからである。複数の人権団体がさらに、名誉殺人はあまり報道されない傾向にあり、また警察による捜査も不十分で、それは殺人の原因が必ずしも名誉殺人とされるわけでなかったり、自殺を装ったものであったり、或いは実際のところ誘導された自殺であったためである。

女性団体連盟（Federation of Women's Associations）は、バン県における 10 代の少女の不審な自殺の傾向を報告した。或る 40 日間の期間内に、14 名の女性が首吊り自殺、銃自殺、又は他の不審な方法で自殺した。同連盟及びの指摘によると、被害者の一部は強制結婚させられていたり、ドメスティック・バイオレンスの被害者であったり、中には学校に通うことを禁じられた者もいた。

（2015 年）2 月 2 日、イスタンブールの或るバスターミナルで、ハムドゥラ・アヤイディン（Hamdullah Ayaydin）が殺害され、また 19 歳の C・I が襲撃されて重傷を負ったが、申し立てによると実行犯は彼らの不貞に腹を立てた C・I の家族であった。アヤイディンは C・I の義兄（又は義弟）で、彼女をマルディンからイスタンブールまでバスで連れてきていたが、申し立てによると目的は彼女の姉（又は妹）の 1 歳の子どもを助けることであった。不貞と家庭内での争いの歴史は、C・I の兄（又は弟）が彼らをバスターミナルで襲撃するという事

態に至った。未成年者 1 名を含む 6 名が拘留され、「名誉」を動機とする意図的な殺人の実行で告訴された。

セクシャル・ハラスメント：(2015) 年中、当局は女性や児童に性犯罪を働いた者に対する罰則を強化した。法律ではセクシャル・ハラスメントについて 2 年乃至 5 年の懲役を規定している。児童が被害者の場合、求刑はもっと長くなる。複数の女性権利活動家が、当局はこれらの法律を減多に執行しないと報告した。

性と生殖に関する権利：夫婦及び個人は概して、子どもの数、年齢差及び出産時期を決める権利を有し、性と生殖に関する健康を管理し、それを実行するための情報と手段にアクセスすることができ、差別、強制又は暴力を免れる権利を有する。複数の女性権利 NGO が、政府による、経口避妊薬の流通に対する非公式な禁止又は干渉を批判した。

差別：女性は法律の下、男性と同じ権利を享受するが、社会的差別や当局者による差別が蔓延していた。

(2015 年) 6 月 1 日、エルドアン大統領は東部のイグディル (Igdir) 県で開かれた或る集会の場で、女性からの批判は受け入れないと述べた。自分に背を向けていた女性の群衆に向かって彼は性的中傷発言を行い、「少しでも礼儀正しさ、名誉、そして能力があるのなら、政争の場は議会である」と付け加えた。

憲法では肯定的区別を含め、男女平等を推進する措置を認めている。女性雇用を奨励するため、国は 2011 年、18 歳以上の如何なる女性被雇用者についても、数か月間、雇用主に代わって社会サービス保険料を支払う制度を開始した。家庭・社会政策省は、女性に対する差別の低減に向けた、議会の均等機会委員会や人権委員会、オンブズマン局及び NHRI をはじめ様々な機関による取り組みについて報告した。家庭・社会政策省には、女性の地位に焦点を当てた部局もある。

女性は依然、雇用面で差別に直面していた（第 7 節 d 項参照）。

子ども

出生登録：出生登録は普遍的に行われ、出生は概して速やかに登録された。子どもは産まれた国を通じてではなく、両親から市民権を与えられる。子どもに市民権を与えるには、両親のいずれか 1 名が市民であればよい。国内で産まれた子どもが両親の地位を背景に、他のど

の国からも市民権を得ることができないという特殊な場合、その子どもはトルコの市民権を得る資格を合法的に与えられる。DGMMによると、トルコ国内において（2015）年の最初の9か月間でシリア人の母親の子として64,540の新生児が産まれた。これらの新生児の市民権や身元状態の状況は不明で、それは両親が出生関連書類の提供をシリア政府に照会できなかったためである。政府は一時保護下の状態でトルコに居住するシリア人の子として産まれた児童の身元確認及び必要書類に関する政策を、まだ発表していなかった。

教育：複数の人権 NGO が、義務教育に関する法律では女子生徒が自宅に留まり、早期に結婚することを認めていることについて、懸念を表明した。この制度は、一般に「4+4+4」と呼ばれ、教育を4年ずつ3つの期間に分けている。最初の4年間の初等義務教育の後、生徒は一般中学校又はイマム・ハティプ（Imam Hatip）学校と呼ばれる宗教的中等職業学校への進学を選択できる。法律では5学年から両親が子どもを自宅で教育することも認めている。エギティム（Egitim）という教職員組合の2014年の報告によると、中学校を卒業した女子36,401名が、高等学校に進学しなかった。

家庭・社会政策省は家庭と児童を支援するため、条件付きで現金を支給した。同省は、この現金支給は貧困家庭が娘の教育を継続する上で役立っていると報告したが、（2015）年中に奨学金を支給された世帯数は提示しなかった。

児童虐待：児童虐待が問題で、また医療支援、精神的支援及び法的支援を提供するための包括的社会サービスは限られていた。法律では警察当局者及び地元当局者に、暴力被害者又は暴力を受けるリスクを負う人々に様々なレベルの保護や支援サービスを提供する権限を与えている。法律では政府に対し、避難所や一時的財務支援など被害者向けのサービスを提供するよう要求し、また暴力を振るった者に制裁措置を課す権限を家庭裁判所に与えている。児童虐待に対する罰則は8年乃至15年の懲役で、性的虐待未遂の場合はさらに3年乃至8年、刑期が延びる可能性もある。未成年者との性交に対する罰則は2年乃至5年の懲役である。

性犯罪訴状を6か月以内に提出する旨の要件など、法律の一部の側面が、潜在的便益を低減してしまっていた。

（2015年）9月3日の司法省の報告によると、法医学室（Forensic Medicine Office）は毎月650件の児童虐待資料を受領し、また同室は3年前に受理した事件に関する作業をまだ続けていた。同省は、法医学室はこのギャップを狭めつつあり、児童虐待事件の処理が以前より速くなっているという点を強調した。トルコ統計局によると、児童虐待は2013年から2014年にかけて6.2%増えた。2014年に、男子に対する性的虐待事件が1,377件記録され、女子に至っては9,718件であった。

早期結婚及び強制結婚：法律では最低結婚年齢を 18 歳と定義しているが、両親の許可があれば 17 歳、裁判所が承認すれば 16 歳でも結婚することができる。時々、幼いところでは 12 歳の児童が非公式の宗教的儀式において結婚した例もあり、特に、貧しい農村地域で発生していた。一部の家庭が娘の生年月日の変更を裁判所に申請したが、それは「合法的」結婚が目的であった。早期結婚や強制結婚は特に南東部で蔓延し、複数の女性権利活動家がこの問題を依然深刻であると報告した。KAMER という NGO が 2013 年に出した報告書での推定によると、南東部では 3 分の 1 という多さで、結婚に未成年の少女が関係していた。2014 年のフライング・ブルームという NGO による、警察のデータに基づく推定によると、全ての結婚のうち 3 分の 1 で 18 歳未満の少女が関係し、これらの結婚のうちさらに 3 分の 1 が 2 人目の妻としての結婚であった。

家庭・社会政策省は（2015）年中、早期結婚低減を狙いとした公共サービス・メッセージを配信した。

児童の性的搾取：憲法では、国は児童を搾取から保護するための措置を講じることと規定している。法律では児童の性的搾取を犯罪とし、懲役 8 年以上を義務付けている。児童の売春参入を奨励又は推進した場合の罰則は 4 年乃至 10 年の懲役であるが、暴力又は圧力が関係する場合、刑期が 2 倍となり得る。

合意の上での性行為の最低年齢は 15 歳である。法律では制定法上の強姦（強制を伴わない場合）に対する量刑を 2 年乃至 5 年の懲役と規定している。犯人が被害者より 5 歳以上年上の場合、刑期が 2 倍となる。法律では児童ポルノの制作又は流布を禁じ、違反した場合は 6 か月乃至 2 年の懲役のほか、罰金も規定している。

児童が関係する近親相姦が依然として問題であったが、公式統計は不完全で、訴追も依然、最小限であった。新法では近親相姦に対する量刑を強化して 2 年乃至 5 年とし、以前は 6 か月乃至 2 年であった。ジャンダルマは（2015）年中、47 件の近親相姦事件を報告した。

故郷を追われた児童：DGMM の推定によると、約 200 万名のシリア人がトルコで暮らし、54% が児童である。これらのうち約 150,000 名が国営キャンプで暮らし、住民の教育アクセス率は高かった（93%）。他にトルコにいる推定 850,000 名のシリア人児童の場合、政府と UNICEF の推定によると、（2015）年中の就学率はわずか 26%であった。多数の児童が不法労働又は路上での物乞いに従事して家計の支えの一助となっていた（第 2 節 d 項参照）。

国内避難民を含め、南東部での暴力が児童にどのような影響を及ぼしているか、（2015）年末

時点では不明であった。

国際的な子の奪取：トルコは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約の締約国である。遵守状況について詳しくは、米国国務省の報告書 (travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html) を、また国別情報については以下を参照のこと：travel.state.gov/content/childabduction/english/country/turkey.html。

反ユダヤ政策

反ユダヤ政策が原因で、ユダヤ人住民が永久にトルコを離れる状況が続いた。イスタンブール在住のチーフ・ラビによると、トルコのユダヤ人人口は 2005 年の 19,500 名から、(2015) 年中に 17,000 名にまで減った。

反ユダヤ事件は日常茶飯事であった。メディアや選挙で選ばれた公職者は日常的にイスラエルを非難し、ユダヤ人に対する発言をさらに幅広く一般化した。例えば、「マスターマインド (Mastermind)」という「ドキュメンタリー」映画が、(2015 年) 3 月に親政府系のテレビ局で繰り返し放送され、親政府系のウェブサイトにも投稿され、この映画では、トルコ人国家にとって最大の脅威はユダヤ人による 3,500 年に及ぶ世界支配であると訴えていた。

一部の指導者はメディアによる反ユダヤ主義的メントや、ユダヤ人コミュニティに対する破壊行為事件をよそに、政府は (2015) 年中、多数の肯定的措置を取った。トルコは 2011 年から、ホロコースト記念日 (Holocaust Remembrance Day) (1 月 27 日) を記念してきた。(2015 年) 3 月 26 日、政府は 5 年間にわたるエディルネ大礼拝堂 (Great Synagogue of Edirne) の修復作業を終え、礼拝堂は再開された。

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

憲法では障害者に有利な肯定的区別を認め、また法律では障害者を雇用、教育、空輸及び他の輸送、医療へのアクセス、並びに他の国家サービスの提供において差別することを禁じている。障害者を擁護する複数の NGO が、政府は法律を効果的に執行していないと強く主張

した。

法律では全ての政府機関及び企業に対し、公共区域及び公共輸送を障害者が利用しやすいようにするよう要求し、また不遵守に対する審査委員会及び罰金の制定を勧告している。とは言え、政府は法律の実施がほとんど進まない状況が続いていた。ほとんどの都市で依然、アクセスが極度に限られる状況であった。家庭・社会政策省管轄下の障害者・高齢者総局（Disabled and Senior Citizens Directorate General）は、障害者の保護を担当する。家庭・社会政策省は、国連開発計画の資金提供による、国家機関内での意識高揚と、障害者権利条約に関するモニタリング戦略の策定を目的とするプロジェクトの継続を報告した。

家庭・社会政策省の報告によると、全国に 25 の支援センターが在り、2,193 名の障害者に支援を提供している。（2015 年）8 月時点で障害者向けのグループホームが 101 箇所在り、550 名を収容していた。同省の報告によると、86 の更生施設と 5 つの専門デイケア施設が在り、6,537 名の障害者にサービスを提供している。同省はさらに、官民双方の輸送機関における障害者支援の改善も報告した。

法律では全ての公立学校に対し、障害を抱える生徒の受け入れを要求しているが、複数の活動家が、そうした学生が入学を拒否された、或いは退学を勧められたという事例を報告した。複数の障害活動家によると、障害を抱える多数の学童が教育へのアクセスを十分に受けていなかった。教育改革イニシアティブ（Education Reform Initiative）という国内 NGO によると、2014-15 学年度中、障害を抱える就学前児童のうち、教育サービスを受けることができたのはわずか 2.7%であった。この報告では、障害を抱えて高等学校に進学する生徒の数が、小学校と中学校に比べ急減すると認めた。教育省によると、障害を抱える生徒は 1 月当たり少なくとも 8 時間の個人教育と、4 時間のグループ教育を受けている。

独立選挙監視プラットフォーム（Independent Election Watch Platform）は、（2015 年）6 月 7 日の選挙を平等権利監視協会（Association to Watch for the Equal Rights）と調整しながら監視し、その報告によると、調査対象学校のうち 54%が、移動能力制限を抱える人々がアクセスできず、また投票所の 70%がアクセス困難であった。

国籍／人種／少数民族

憲法では全ての市民について単一の国籍指定を規定しており、また国籍上、人種上又は民族的な少数派を明示的に認識しているわけではないが、3 つの非イスラム教系少数派、即ちアルメニア正教徒、ユダヤ人及びギリシャ正教徒は例外である。他の国籍上の少数派又は少数民族は、アッシリア人、ジャフェリー、ヤジディ教徒、クルド人、アラブ人、ロマ族、コー

カサス人及びラズ人を含め、言語上、宗教上及び文化的権利を全面的に行使することを認められなかった。人権合同プラットフォームという NGO の主張によると、国籍上の少数派の認識を政府が怠った結果、特異的ニーズを確認することができず、差別に繋がり、弱者集団が保護されないまま取り残された。

公式データはなかったが、1,500 万名余りの市民がクルド系で、クルド方言を話すと推定された。クルド人コミュニティは、(2015) 年後半、PKK 対政府の衝突の影響を不釣り合いなほど受けた。複数のコミュニティが政府に外出禁止令を課せられ、電力又は水などのサービスを遮断され、医療を受けられなくなったが、これらは概して PKK 戦闘員支配区域の解放を狙いとする政府の治安作戦との関連であった (第 1 節 g 項参照)。これらの区域はクルド人が占める割合が圧倒的に多かったため、クルド人市民が不釣り合いに、PKK 対政府の暴力激化の被害者となった。

法律では市民が日常生活で伝統的に使う言語や方言の教育を提供する私立学校を開設することを認めており、ただしこれらの学校は私立教育機関法 (Private Educational Institutions Act) の規定を前提条件とし、教育省の監察を受けなければならない。少なくとも 3 つの大学がクルド語の授業を行っていた。法律では村や近郊におけるトルコ語での旧称を復活させることを認め、また政党及び党員に、任意の言語で選挙運動を行ったり宣伝材料を使用したりする権利を認めている。しかし、法律では政府のサービスと公共サービスにおけるトルコ語以外の言語の使用を制限している。

クルド語は、民間教育や公の場での講演については公式に認められるが、政府は公共教育でのクルド語の指導を許可しなかった。クルド系及び親クルド派の市民社会団体や政党は、集会及び結社の自由を行使する際の問題の増大に直面した。

アルメニア人問題に関連する出来事や 1915 年の悲劇的出来事を記念して (2015 年) 4 月 24 日に開かれた一般集会は平和的に行われ、必要な場合は警察が保護した。

(2015 年) 6 月の議会選挙に至るまでの期間、エルドアン大統領はアルメニア人を含む様々な少数派を標的に、中傷的な言葉を使った。例えば、(2015 年) 6 月 3 日のビンゴル (Bingol) での選挙集会の際、彼はジャーナリスト、アルメニア人、そして LGBTI コミュニティの人々を批判し、野党人民民主党 (HDP) 支持者であるとして非難した。彼は「彼ら (HDP) の最大の支持者はドガン・メディア、(中略) アルメニア系圧力団体、同性愛者、そして『アリ不在のアレヴィズム』を信じる人々であり、これらの反乱代表者は全て、(HDP の) 後援者である」と述べた。

(2015 年) 1 月 19 日、数千名がイスタンブールで、トルコ系アルメニア人ジャーナリスト、フ란ト・ディンク (Hrant Dink) の追悼と、彼の殺害との関連で正義を要求する行進を行った。ディンクは 2007 年にイスタンブールで殺害された。タクシム広場から、ディンクが撃たれたアゴス (Agos) 新聞社事務所までの行進は、平和的であった。しかし、アンカラでのディンクの追悼集会の際、警察が介入し、20 名を拘留した。アンカラ大学では、石や瓶を投げつけていた学生が、ディンクとフランスの風刺雑誌、シャルリー・エブドを支持するデモを行っていた学生と衝突した。報告によると、或る学生がフェイスブック上で、「Je suis Charlie (私はシャルリー)」及び「We are all Hrant Dink (我々は皆、フ란ト・ディンク)」と書かれたポスターをキャンパスから撤去しなければ、キャンパスが「前代未聞の暴力を目にすることになる」と投稿して脅迫した。

ディンク殺害事件を政府が十分に捜査しなかったことが、ディンク家の権利を侵害したという、2014 年の憲法裁判所の裁定への対応として、政府は捜査に関わった警察に対する数件の過失訴訟を開始した。(2015 年) 1 月 14 日、警察官 2 名が自首し、続いて (2015 年) 1 月 20 日にシズレ警察署長も自首した。(2015 年) 2 月 27 日、当局は警察諜報局 (Police Intelligence Bureau) の元局長、ラマザン・アキュレク (Ramazan Akyurek) をアンカラで拘留した。彼らに対する訴訟は (2015) 年末時点でまだ続いていた。

(2015 年) 10 月 5 日、イスタンブールの或る裁判所がイスタンブール市に対し、1971 年に政府が没収した 1.75 平方マイルの土地区画の対価として約 1 億 1,000 万リラ (3,700 万ドル) を、スルプ・アゴップ・アルメニア教会財団 (Surp Agop Armenian Church Foundation) に支払うよう命じた。この区画は広大なアルメニア人墓地の一部であった。2012 年、当時のエルドアン首相から無理強いされた政府は、地下鉄シスリ駅に繋がる道路と通路が含まれたこの区画を除いて、墓地をスルプ・アゴップ財団に返還した。判決は訴訟が提起された 2013 年当時のこの区画の価額に利息を加算した金額であった。

同じく (2015 年) 10 月、或る私有地地主がゲディクパサ・アルメニア・プロテスタント教会財団 (Gedikpasa Armenian Protestant Church Foundation) に、キャンプ・アルメン (Camp Armen) という、約 2 エーカーの、イスタンブールのトゥズラ (Tuzla) 近郊の、ディンクが子どもの頃に暮らしていた、既に放棄された児童養護施設の建物がある区画の譲渡証書を進呈した。キャンプ・アルメンは、活動家や政治家が地主による財産解体計画を阻止すべく介入した際、国際的に注目を集め、そしてこの場所はディンクの遺産の保護を求める活動家や政治家が座り込みを開催するための集合地点となった。(2015 年) 8 月、正体不明の複数の襲撃者が、この土地付近にいた 3 名のボランティア「警備員」を襲撃した。報告によると、地主は政府から圧力を受けてキャンプを返還したが、政府は 1971 年にこの土地を、宗教財団による不動産取得を禁じた法律の下で没収していた。

観測筋の推定によると、トルコに 200 万名余りのロマ族がいる。ロマ族コミュニティは、警察から不釣り合いな暴力を受け、また彼らの伝統的居住区域にまで拡大した都市転換プロジェクトによって住宅を奪われ続けたと報告した。ロマ族コミュニティはさらに、教育、医療及び住宅へのアクセスに伴う問題にも直面し続けた。ロマ族の報告によると、新しいアパートの家賃を助成するという政府の申し出を活用する可能性が、差別的な賃貸慣行によって阻害された。ロマ族は職場で差別を受けたと報告し、また子どもがしばしば教室から追い出されたため、高い退学率に繋がったと主張した。早期結婚もロマ族で依然として問題で、13～17 歳のロマ族の若者の 67%が既に結婚していた。政府はこの伝統的習慣の抑止策の一環として、法定結婚年齢を過ぎた夫婦の婚礼の財務支援を実施してきた。

2014 年に政府はロマ族市民の生活向上に向け、職業訓練の強化、事業奨励策、一時的自治体雇用、教育奨励策、そしてこれらの措置を監視するためのロマ族委員会の組織化を含む、行動計画を起草した。この計画の実施は（2015）年中、まだ初期段階で、全員ロマ族のマーチングバンドが結成され、ロマ族の児童をハーフィズ（コーラン暗誦者）として訓練する教育イニシアティブが策定された。

HRF によると、（2015 年）11 月時点で、クルド人、アレヴィ、ロマ族、アルメニア人、ユダヤ人及びトランスジェンダー者を狙った複数の憎悪犯罪で 2 名が死亡し、6 名が負傷した。

（2015 年）2 月 11 日、ダウトグル首相がアンカラの聴衆へ、彼の希望は社会生活における「少数派の概念の排除」であると語り、「宗教的少数派に属するという理由だけで『一流』の市民と『二流』の市民を区別することは国の基盤を破壊するものである」と説明した。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

法律では LGBTI の人々を明示的に区別しているわけではないが、「公共道徳に対する犯罪」、「家庭の保護」及び「不自然な性的行動」への法的言及が、雇用主による差別や警察による虐待の根拠の役割を果たすことが時々あった。複数の LGBTI 売春者が、賄賂を引き出す目的で警察に拘留されたと報告した。複数の LGBTI 擁護者が裁判所や検察を、売春に関与したトランスジェンダー者に対する攻撃の刑事免責環境を作り出しているとして非難した。

法律では言語、人種、国籍、肌の色、性別、障害、政見、哲学的信念、宗教又は派閥の違いに関連する憎悪発言又は暴行に対し、3 年以下の懲役を認めている。複数の人権団体が、性同一性に基づく保護規定の欠如を批判し、また法律が時々、少数派を保護するどころか言論の自由の制限に使われていると指摘した。内務省は、LGBTI の定義が法律に盛り込まれてい

ないと説明した。LGBTI 者の保護は、一般的な「性別」の概念の下で規定されている。LGBTI の権利に焦点を当てた KAOS-GL という国内 NGO は、LGBTI 者の存在がこのような認知されていないことを背景に、当局は LGBTI 者の社会的保護を差し控えているのだと主張した。KAOS-GL は、家庭・社会政策省と労働・社会保障省（Ministry of Labor and Social Security）がいずれも、LGBTI 集団と協力する、或いはサービスや保護に対する LGBTI 者の権利又はニーズを考慮することはないであろうと報告した。

（2015）年中、複数の LGBTI 者が差別、威嚇及び暴力犯罪に見舞われ続けた。

複数の人権弁護士の報告によると、警察と検察は頻繁に、トランスジェンダー者に対する暴力事件を積極的に追求することを怠った。彼らは大抵、他の被告だと普通であるような、容疑者を逮捕する、或いは裁判前拘留状態に置くことをしなかった。逮捕された場合、被告は刑法の下での「不当な挑発」を申し立て、減刑を要請することができた。その規定では、処罰は「犯人が犯罪を、不正行為によって引き起こされた怒り、又は強い突発的な激情の影響下で犯した場合、減刑される」と規定している。裁判官は日常的にこの法律を適用して、LGBTI 者を殺害した人物の量刑を減刑した。上訴裁判所はこれらの裁定を、部分的に、被害者の「非道徳的性質」を根拠に支持した。

（2015 年）6 月 7 日の議会選挙に向けた選挙運動期間中、一部の政治家が LGBTI 者や他の少数派に向けた憎悪発言を行った。複数の人権団体が、（2015 年）6 月と 7 月における LGBTI 者に対する暴力行為の増加について、政治指導者が偏見を煽ったことの直接の結果であると強く主張した。イスタンブール警察が一部の参加者に対し、（2015 年）6 月 28 日の LGBTI プライド・パレードに加われないよう、催涙ガス、ゴム弾、水道ホースを使用した後、翌週、一連の反 LGBTI 事件がイスタンブールとアンカラの両市で発生した。イスタンブールでは（2015 年）6 月 30 日に或るショッピングモールで複数のゲイ男性が襲撃され、（2015 年）7 月 5 日にアンカラでレッド・アンブレラ（Red Umbrella）という、トランスジェンダー者を支援する NGO の責任者が自宅で襲撃、強姦され、そして（2015 年）7 月 8 日にアンカラの随所に暴力的な反 LGBTI ポスターが掲示された。LGBTI コミュニティは対応策として、ポスターを制作したと主張する青年団に対する訴訟を起こし、レッド・アンブレラ議長の保護命令を要請した。政府は、警察による不相応な武力行使、警察による威嚇、反 LGBTI 暴力の呼び掛け、或いはイスタンブールとアンカラでの攻撃、これらの嫌疑に対応する公的措置を何ら講じなかった。（2015 年）6 月 7 日の選挙に公然と LGBTI 候補として出馬したバリス・スル（Baris Sulu）は議席を獲得できず、（2015 年）8 月にトルコを去ったが、報告によると、原因は LGBTI 者であること理由に彼が受けた脅迫の激しさにあった。

活動中の LGBTI 団体がイスタンブール、アンカラ、イズミル、アダナ、メルシン、ガジアン

テップ、エスキシェヒル及びディヤルバクルに存在し、また小都市や大学構内に非公式の団体が存在した。複数の団体が、警察や政府当局から嫌がらせを受けたと報告した。小都市の多数の大学団体が、複数の牧師が団体を結成しようとしたが許可されなかったと不満を訴えた。

複数の LGBTI 団体の報告によると、政府は日常的に細かい監査を行って事務管理上の負担を生じさせ、多額の罰金を仄めかして脅迫した。彼らはさらに、地主からの差別により事務所空間を見つけるのも難儀であると報告した。(2015 年) 7 月 5 日に自宅で襲撃された後、レッド・アンブレラの議長は、最終的に、新たなアパートを借りるため、訴訟を仄めかして地主を脅迫せざるを得なかったと報告した。彼は (2015 年) 7 月 5 日に自宅で彼を襲撃した 3 名の男の逮捕要請を裁判所が拒否し、2 度目の襲撃のリスクを負う状態に置かれたことから、以前のアパートを去る羽目になった。

LGBTI 者は雇用での差別に直面した (第 7 節 d 項参照)。

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

複数の人権団体が、メディアや医療専門家は HIV/AIDS 患者のプライバシーを尊重しないことが多いと不満を訴えた。多数の HIV/AIDS 患者が雇用、住宅、公共サービス、給付金及び医療へのアクセスにおける差別を報告した。ポジティブ・ライフ財団 (Positive Life Foundation) の指摘によると、トルコは HIV/AIDS 患者を差別から保護する法律がなく、また匿名で HIV 検査を受けようとする法的障害がある。

第 7 節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

法律では労働者が独立的組合を結成し加入する権利、団体交渉権及び合法的ストライキを実施する権利を規定している。政府は概してこれらの権利を尊重したが、大幅な法的制限をともなった。法律では反組合差別を禁じ、また組合活動を理由に解雇された労働者の復帰、又は 1 年分の給与と同額の罰金の支払を要求している。

一部の公務員、例えば上級当局者、治安判事、軍隊隊員及び警察官などは、組合を結成できない。法律ではストライキ権を規定しているが、生命及び財産の保護に従事する公務員や、炭鉱、石油産業、病院及び葬儀産業、都市交通機関、エネルギー及び衛生サービス、国防、銀行、そして教育に従事する労働者によるストライキを禁じている。(2015 年) 6 月、国際労

働機関（ILO）は、トルコ高等裁判所が銀行及び都市公共交通機関を、法律により交渉権を制限される必須サービスのリストから除外していたことを指摘した。後者の労働者集団は団体交渉を行うことができるが、法律ではストライキではなく、拘束力のある仲裁を通じた紛争解決を要求している。

法律では、公衆衛生又は国家安全保障を脅かすと政府が判断する場合、如何なる状況でも政府がストライキ権を否定することを認めている。政府は結社権と団体交渉権に対する多数の制限を維持した。法律では組合に対し、会合又は集会を開く場合は公式に指定された区域内で開催しなければならない、それらについて政府当局者へ事前通知するよう要求しており、また政府代表者が組合の会議に出席し、議事録を記録することを認めている。事前承認なく労働組合を設立するには、7 名以上の労働者が必要である。組合が交渉代理人となるには、任意の職場において従業員の 40%以上と、当該産業における全労働者の 1%以上を占めなければならない。労働法では組合指導者が政党の役員になること、又は別段に政党を代表する職務を遂行すること、或いは任意の営利企業に勤務すること、又はその運営に関与することを禁じている。移民、家事使用人、そして非公式経済の労働者など、非組合労働者は、団体交渉関連法の対象外である。労働裁判所は効果的に、また割と効率的に機能していた。しかし、上訴が何年も続く例も多かった。雇用主が労働者を不当解雇し、当人を復帰させるか又は補償すべきであると裁判所が裁定を下した場合、雇用主は概して当該従業員に補償金を支払い、併せて罰金も支払った。

政府と雇用主は結社の自由及び団体交渉権に干渉した。政府による制限と干渉は、組合の活動能力を、特に結社の自由に関して制限した。警察は頻繁に、組合の会合や会議に立ち会った。（2015 年）1 月、10,000 名余りの非組合金属労働者が、他にも争点がある中で特に低賃金に抗議する全国規模のストライキを呼び掛けた。政府はこのストライキを、公衆衛生又は国家安全保障に対する脅威と見なされたストライキを延期させる権限を行使して、初日に終わらせた。（2015 年）7 月 2 日、憲法裁判所は、同様に政府が国家安全保障を理由に阻止すべく動いた、シセカム（Sisecam）のガラス労働者による 2014 年 6 月のストライキについて、違法であったという裁定を下した。2 年続けて、当局は国内各地での伝統的なメーデー集会を制限し、イスタンブールでは参加者を分散させるため放水銃や催涙ガスを使用した。

雇用主は組合を結成していない職場で相変わらず、脅迫、暴力、そして体系的解雇を使用した。複数の組合が、反組合差別が日常的に、様々な部門にまたがって発生していると申し立てた。複数のサービス部門組合主催者の報告によると、民間部門の雇用主が時々、法律を無視し、組合活動の阻止を目的に労働者を解雇した。1 年未満の回転型契約に基づく労働者雇用の傾向が高まっており、その場合、労働者は平等な給付金又は交渉権の資格がなくなってしまう。（2015 年）5 月、ブルサ（Bursa）及び他の都市で非組合自動車産業労働者が、賃上

げと労働条件改善を要求する長期ストライキを実施した。(2015 年) 5 月 15 日、一部の工場がストライキの影響を受けた自動車メーカーのトファス (Tofas) は、抗議活動に参加した労働者 80 名を解雇した。

b 強制労働の禁止

法律では概して、あらゆる形態の強制労働を禁じ、政府も概してそうした法律を効果的に執行した。強制労働は概して発生しなかったが、一部の家庭が子どもを路上での物販や物乞いで働かせた (第 7 節 c 項参照)。

女性と難民は人身売買の被害者になりやすかった。政府と複数の NGO の報告によると、人身売買者がますます、心理的強制や脅迫を用い、また借金の肩に被害者を性的人身売買に追いやった。政府は人身売買防止活動の弱さを露呈したが、人身売買被害者の特定は多少改善された。人身売買罪に対する罰則は 8 年乃至 12 年の懲役で、これは他の重大犯罪と比べ、十分に厳格であった。

法律では経済発展を目的とする軍の徴集兵の使用を認めている。団体協約、ストライキ及びロックアウトに関する法律でも、ストライキ参加を理由とする強制労働が関係する刑事制裁措置を規定している。

労働省は、国内での強制労働に関する証拠はないと主張した。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇い入れの最低年齢

法律では児童が 14 歳から、通学に干渉しない範囲で軽作業を行うことを認めているが、16 歳未満の児童が困難又は危険な作業を行うことを禁じている。政府は 18 歳未満の児童が特定の職業に従事すること、又は危険有害な条件下で働くこと、例えば夜間作業又は地下採鉱作業などを禁じた。2013 年に政府は、他の重労働や危険有害作業から児童を保護する法律を廃止し、また 16～18 歳の児童をレンガ工場及びプラスチック工場で雇用することを認める形で規制を改正した。法律では 13 歳以上の児童を自宅で教育することを認めている (第 6 節「子ども」も参照のこと)。ILO は近年における 15 歳未満の就労児童数の増加を、懸念しつつ指摘した。2015 年版 EU 進捗報告書では、トルコは季節的なヘーゼルナッツ収穫での児童労働

防止においては進歩したと指摘したが、一部における最悪の形態を含め、児童労働が依然根強いことを示唆した。

芸術部門と文化部門における児童労働を規制するよう、(2015 年) 4 月 4 日に法律が改正された。

児童労働は製造業、非公式経済における一部の路上産業、そして季節移民の農作業で発生し、農場で児童は家族に加わって収穫作業を手伝った。(2015 年) 6 月 10 日に公表された ILO 報告書によると、(2015) 年中、6～17 歳の児童約 893,000 名が働いていた。政府筋の主張によると、児童労働は製靴業又は自動車整備工場など小規模産業では大幅に減り、そうした職場ではこの問題の痕跡が全くなかった。ロマ族の児童を親や他の人々が、路上でのティッシュペーパー又は食品の販売、靴磨き、或いは物乞いで働かせた。そうした習慣はシリア人、アフガン人、イラク人難民の間でも問題が大きくなりつつあった。難民は合法的雇用に就くことができず、また難民児童は家計を支える一助として搾取的条件下で強制的に働かされた。労働省は商業的季節農業や路上労働を、最悪の形態の児童労働の場として特定し、また国際パートナーと共同で季節的農作業での児童労働削減に取り組んだ。政府による 2012 年の全国児童労働調査 (National Child Labor Survey) からのデータは、入手可能であった最新情報であるが、働く児童の 3 分の 1 が 6～14 歳、3 分の 2 が 15～17 歳であることを示した。一部の情報筋が、商業目的での児童の性的搾取を申し立てた (第 6 節「子ども」参照)。

あらゆる部門で法律を効果的に監視及び執行するには、資源と監察が不十分であった。監察官は、労働者数 50 以下の農場、海運・空輸施設、家庭工芸事業、そして従業員 3 名以下の小規模商店を、日常的に視察するわけではなかった。労働省によるこれらの職場の監察は概して、誰かが苦情を申し立てた場合に限られた。(2015 年) 9 月時点で、複数の監察官が 15 件の児童労働事件を特定し、総額 20,939 リラ (7,000 ドル) の罰金を科した。罰則は必ずしも、違反を抑止する上で十分ではなかった。(2015) 年中、ヘーゼルナッツ産業での児童労働防止に向けた ILO のプロジェクトへの労働省の参加が 3 年間、2018 年まで延長されることになった。

以下の URL で公開されている米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (Findings on the Worst Forms of Child Labor)」も参照のこと。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d 雇用及び職業に関する差別

労働関連法規では雇用又は職業における人種、性別、ジェンダー、障害、言語、宗教又は宗

派、政見又は哲学的信念に関する差別を禁じている。ポジティブ・ライフ協会の報告によると、理論上、こうした保護措置には医学的条件も含まれる（例：HIV）。法律では性的指向又は性同一性を明示的に取り上げていない。政府はこれらの法規を効果的に執行しなかった。雇用又は職業における差別はジェンダー、民族性、宗教、性的指向、HIV 陽性状態、及び障害の存在に関して発生した。

女性は相変わらず雇用差別に直面し、また概して企業や政府での管理職レベルに占める割合が少なかった。トルコ統計局によると、(2015) 年中、労働市場での女性の参加率は 27.1%であった。(2015 年) 6 月時点で、トルコ統計局の推定によると失業率は女性が 11.9%であった一方、公式経済での雇用率は 31.6%であった。女性は大抵、無給の家事労働者として働き、他の家族から与えられる分は別として、社会的保護が全くなかった。国家人事部（State Personnel Department）からの (2015 年) 1 月のデータによると、国家機関に雇われた人々のうち女性は 36.5%であった。上級国家官僚レベルでは 9.8%が女性であった。ILO によると、行政職に占める女性の割合はわずか 12.2%であった。EU 進捗報告書によると、女性の雇用機会は女性の伝統的役割の全般的な促進や、児童保育サービス又は高齢者向けサービスの不足によって制限された。事業経営や労働組合でも女性が占める割合は少なかった。

労働者数 50 名超の企業の場合、法律では労働者の少なくとも 3%を障害者が占めるよう要求し、公共部門ではこの要件が 4%である。(2015 年) 7 月時点で、労働省の報告によると、障害者は 10,531 名が公共部門で働き、84,841 名が民間部門で働いていた。国家人事部の報告によると、(2015 年) 5 月時点で 37,031 名の障害者が公務員を務めていた。ジャンダルマの報告によると、(2015 年) 9 月時点でジャンダルマは指定された障害者枠 79 名分のうち 70 名分を埋めていた。こうした政府の努力をよそに、複数の NGO が、雇用差別事例を報告した。

LGBTI 者は雇用差別に直面した。法律には、政府職員が「公務員の立場に相応しくない、恥ずべき、見苦しい行動形態」と認められた場合、解雇してもよいという条項が含まれる。他の制定法では、曖昧な不貞慣行を犯罪としている。雇用主はこれらの規定を使って、労働市場で LGBTI 者を差別した。

e 受入れ可能な労働条件

全国最低賃金は、(2015 年) 10 月の為替レートを基に、(2015) 年前半では月額 1,201 リラ (407 ドル)、後半では月額 1,273 リラ (432 ドル) であった。公式の貧困水準は、4 人家族の場合、(2015 年) 9 月時点で月額 4,473 リラ (1,597 ドル) であった。全国最低賃金は、生産性や生活費の地域変動を十分に考慮していなかった。

法律では労働時間を週 45 時間と併せ、休暇を週 1 日と定めている。残業は 1 日 3 時間まで、年間 270 時間に制限されている。法律では残業分の割増給与を義務付けているが、雇用主と従業員がフレックスタイム制に合意することを認めている。労働省の労働監察局（Labor Inspectorate）は組合化された産業部門、サービス部門及び政府部門において、賃金及び時間に関する規定を効果的に執行していた。非公式部門や非組合化部門の労働者は、法律によって資格があるはずの残業手当を支給されるのが困難であった。法律では過剰な強制残業を禁じている。複数の組合によると、政府が定める労働安全衛生基準が必ずしも最新、或いは特定の産業に適するとは限らなかった。法律では非公式経済の労働者を対象としていない。

政府は労働省を通じ、一部の部門で法律を効果的に執行した。（2015 年）9 月 14 日時点で、労働省は 999 名の労働監察官を採用し、約半数が労働違反を担当し、残りは保健と安全保障に焦点を当てた。あらゆる部門で執行を確保するには、資源と監察が不十分であった。当局は違反者に、違反 1 件につき 1,233～98,690 リラ（440～35,246 ドル）の罰金を科すことができた。（2015 年）9 月時点で、同省の報告によると、4,699 名の労働法監察官が件数は不詳であるが多数の労働法違反を明らかにした一方、6,966 名の安全衛生監察官が 46,689 件の違反を明らかにした。これらの違反を合計すると、罰金総額は 7,910 万リラ（2,600 万ドル）であった。

トルコには大規模な非公式経済があった。財務省（Finance Ministry）の報告によると 2013 年に非公式経済が GDP に占めた割合は 26.5%であった一方、2015 年 1 月以降の或る学術的報告では 27.8%であった。

ほとんどの部門で労働者は、自分の健康又は安全が危険に曝される状況から、雇用を危うくすることなく身を脱することができず、また当局はこうした状況に置かれた労働者を効果的に保護しなかった。労働者擁護団体である労働者安全衛生会議（Assembly for Worker Health and Safety）によると、建設、輸送及び農業が最も危険有害な部門であった。

（2015）年中、ILO はトルコにおける労働安全衛生（OSH）記録に関する多数の観察を行った。ILO の指摘によると、総体的な産業事故発生率は依然高く、また産業事故報告システムが弱く、監察は過剰なほど希で、制裁措置が効果的に執行されず、関連法規では経済活動のあらゆる分野をカバーしきれていないという状況であった。複数の組合の報告によると、現行 OSH 法規は契約労働者又は未登録労働者を十分に保護していない。（2015 年）4 月、議会は職場の安全の向上を狙いとする法律を可決し、特に鉱業部門が重視された。とりわけ、この法律では雇用主に対し、鉱山での「避難空間」を含め、保護的安全機能の設置を要求している。

検察は、炭鉱労働者 301 名が死亡した 2014 年 5 月のソマ炭鉱爆発事故を含め、2014 年に起こった 2 件の重大鉱山災害について、責任者の追求を続けた。(2015 年) 4 月 13 日、ソマ鉱業社 (Soma Mining Company) の幹部 8 名と他の従業員 37 名の裁判が、トルコ史上最悪の鉱山災害における、各自の申し立てられた役割との関連で始まった。この裁判は規制上の事項と安全上の不履行について、労働者からの、鉱山管理者が安全警報と通信システムを使えなくしたという申し立てや、勤務シフトを順次的にするよう要求している法律に違反するシフト重複が原因で、通常の 2 倍の労働者が鉱内にいたという申し立てを含め、責任を立証すべく招集された。検察は同社幹部 8 名それぞれについて厳罰を求刑し、他の被告については 2 年乃至 15 年の懲役を求刑した。加えて、鉱山運用者と国営トルコ石炭公社 (Turkish Coal Enterprises) の地域出先機関に対して、ソマの家族から約 400 件の「精神的苦痛」訴訟も提起された。(2015 年) 12 月 23 日、最初に結審した訴訟において、ソマ災害で亡くなった労働者 301 名のうち 1 名の家族に 395,000 リラ (134,900 ドル) が支払われることになった。